

## SMBC日興証券株式会社

お客様各位

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

## 記

## 〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）〉

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

## 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

## 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2018年3月

債券売出届出目論見書



## フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付

フィンランド地方金融公社 2023年3月29日満期

円建 早期償還条項付

日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動債券

－ 売 出 人 －

SMB C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2023年3月29日満期円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動債券(以下「本債券」といいます。)の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成30年3月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

## リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本債券への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

### 元本リスク

本債券は、期限前償還されず、所定のロックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価またはユーロ・ストックス50に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

### 本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行者、売出人およびそれらに関連する会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、日経平均株価および/またはユーロ・ストックス50の水準、円金利市場および発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

### 利率変動リスク

本債券の利率は、2018年6月29日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2018年9月29日以降の各利払期日については、日経平均株価および/またはユーロ・ストックス50の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日経平均株価またはユーロ・ストックス50の少なくとも一方の参照指数終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

### 早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

### 長期債券保有リスク

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2023年3月29日に償還される。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率0.10%。）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性がある。

### 投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行者の類似の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

## 発行者および／または保証者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者および／または保証者（フィンランド地方政府保証機構）の経営・財務状況の変化、ならびに発行者および／または保証者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者および／または保証者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者および／または保証者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者および／または保証者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

## 本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらに関連する会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の各構成銘柄および日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時、評価日における日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50に影響し、結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

## 中途売却価格に影響する要因

上記「本債券の流通市場の不存在」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は「3 償還の方法 (1) 満期における償還」により決定されるが、償還期限前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

### ① 日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50

本債券の満期償還額および利率は日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の水準により決定される。一般的に、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

### ② 日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の水準や評価日までの期間などによって変動する。

### ③ 評価日もしくは満期までの残存期間

評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50、円金利水準、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

### ④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50ならびに日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および／または

ユーロ・ストックス50ならびに日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50、円金利水準、日経平均株価および／またはユーロ・ストックス50の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行者および／または保証者の格付け

一般的に発行者および／または保証者の格上げが行われると本債券の価格は上昇し、格下げが行われると本債券の価格は下落すると予想される。

**配 当**

日経平均株価およびユーロ・ストックス50は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

**租 税**

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月7日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Matti Kanerva  
Senior Legal Counsel  
(上級法律顧問)

Karoliina Kajova  
Manager, Funding  
(資金調達部マネージャー)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」…………… フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

「保証者」または「地方政府保証機構」…………… フィンランド地方政府保証機構  
(The Municipal Guarantee Board)



# 目 次

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第1【募集債券に関する基本事項】 .....	1
第2【売出債券に関する基本事項】 .....	1
1【売出要項】 .....	1
2【利息支払の方法】 .....	3
3【償還の方法】 .....	8
4【元利金支払場所】 .....	19
5【担保又は保証に関する事項】 .....	19
6【債券の管理会社の職務】 .....	20
7【債権者集会に関する事項】 .....	20
8【課税上の取扱い】 .....	21
9【準拠法及び管轄裁判所】 .....	22
10【公告の方法】 .....	23
11【その他】 .....	23
第3【資金調達目的及び手取金の使途】 .....	25
第4【法律意見】 .....	25
第二部【参照情報】 .....	26
第1【参照書類】 .....	26
第2【参照書類の補完情報】 .....	26
第3【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	26
第三部【保証会社等の情報】 .....	27
第1【保証会社情報】 .....	27
第2【保証会社以外の会社の情報】 .....	27
第3【指数等の情報】 .....	27
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	28
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実の内容を記載した書類 .....	30
発行者の概況の要約 .....	39

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

##### 【売出人】

会社名	住所
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2023年3月29日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストックス50 複数指数連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)	【売出価格】	額面金額の100%
【売出価格の総額】	50億円(予定) (注2)	【利率】	額面金額に対して、 (i) 2018年3月29日(当日を含む。)から2018年6月29日(当日を含まない。)までの期間： 年(未定)% (年3.00%以上年7.50%以下を仮条件とする。) (ii) 2018年6月29日(当日を含む。)から償還期限または(場合により)早期償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 利率判定評価日のすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上である場合 年(未定)% (年3.00%以上年7.50%以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定評価日のいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準未満である場合 年0.10% (注2)(注4)
【償還期限】	2023年3月29日 (注5)	【売出期間】	2018年3月19日から 2018年3月28日まで(注6)
【受渡期日】	2018年3月30日 (注6)		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記(注8)に記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注9)		

- (注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)に基づき2018年3月29日 (以下「発行日」という。)(注6)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は50億円 (予定) である。  
本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。  
本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、2018年3月中旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注3) 本債券についての申込単位は、300万円以上100万円の整数倍とする。
- (注4) 利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を、それぞれ参照のこと。
- (注5) 本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に早期償還される可能性がある。なお、その他の早期償還については下記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」および「11 その他」を参照のこと。
- (注6) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者 (以下「信用格付業者」という。) から提供され、または閲覧に供される信用格付 (予定を含む。) はない。  
なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下「ムーディーズ」という。) より2017年5月15日付で(P)Aa1の格付を、S&Pグローバル・レーティング (以下「S&P」という。) より2017年5月12日付でAA+の格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということにより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。  
ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。  
ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社 (登録番号：金融庁長官 (格付) 第2号) およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (登録番号：金融庁長官 (格付) 第5号) が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)) の「信用格付事業」のページ) にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ ([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注8) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注9) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注10) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法 (その後の改正を含む。) (以下「証券法」という。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人

のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

#### 【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

#### 【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

#### 【振替機関】

該当なし。

#### 【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

## 2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率で、発行日である2018年3月29日（当日を含む。）からこれを付し、2018年6月29日を初回として毎年3月29日、6月29日、9月29日および12月29日（以下それぞれ「利払期日」という。）に発行日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いする。

#### 適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2018年3月29日（当日を含む。）から2018年6月29日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年（未定）%（年3.00%以上年7.50%以下を仮条件とする。）。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2018年6月29日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2018年6月29日（当日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」に定義される。）（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2018年9月29日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いさ

れる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）の単独かつ完全なる裁量により以下に従って決定される。

(i) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日のすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%（年3.00%以上年7.50%以下を仮条件とする。）とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。

(ii) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日のいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準を下回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払期日が営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合には、翌営業日を利払期日とする。なお、かかる利払期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「営業日」とは、東京およびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行って日（土曜日および日曜日を除く。）で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「関係取引所」とは、(i) 日経平均株価については、株式会社大阪取引所もしくはその承継者または参照指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所（以下に定義される。）もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいい、(ii) ユーロ・ストックス50については、ユーレックスもしくはその承継者または参照指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「共通予定取引日」とは、参照指数のすべてについて予定取引日（以下に定義される。）である日をいう。

「繰延評価日」とは、(i) 連動利払期日または連動利息期間に関するその他の利息の支払期日に関し、当該日の5共通予定取引日前の日、(ii) 早期償還日に関し、当該日の5共通予定取引日前の日、または(iii) 満期償還日については、満期償還日の5共通予定取引日前の日をいう。

「計算代理人」とは、（未定）をいう。

「参照指数」とは、日経平均株価（以下に定義される。）（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部に上場する選別された225銘柄の株価指数で、公式の値は現在スポンサー（以下に定義される。）が計算・公表している。）および/またはユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックス（本書中で「ユーロ・ストックス50」と称されることがある。）をいい、それぞれ詳細については、下記「日経平均株価に関する情報」および「ユーロ・ストックス50に関する情報」を参照のこと。

「参照指数終値」とは、関連する参照指数につき、計算代理人が決定するいずれかの関連する参照指数の予定取引日の評価時刻（以下に定義される。）現在の参照指数水準（以下に定義される。）をいう（ただし、（場合により）下記「参照指数の訂正」および「参照指数の廃止および計算方法の変更」ならびに「当初参照指数」または「評価日」の定義に従う。）。

「参照指数水準」とは、(i) 日経平均株価については、参照ソース（以下に定義される。）に表示される参照指数の水準をいい、(ii) ユーロ・ストックス50については、スポンサーによって計算および公表される参照指数の水準をいう。

「参照ソース」とは、日経平均株価に関し、株式会社クイックが提供する情報端末に表示されるクイック101スクリーン（またはかかるスクリーンに代替する他のスクリーン）をいう。かかるスクリーンが利用不能である場合、計算代理人は、誠実に行為して代替ソースを決定する。

「市場障害事由」とは、(i) 日経平均株価については、(A) 取引障害（以下に定義される。）または (B) 取引所障害（以下に定義される。）で、計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または (C) 早期終了（以下に定義される。）をいう。いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定するに際して、市場障害事由が参照指数に含まれている株式に関して生じている場合、参照指数の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x) かかる株式銘柄に対して帰せられる参照指数の水準の割合と (y) 包括的な参照指数の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場障害事由の発生直前の水準とする。(ii) ユーロ・ストックス50については、(A) (x) (1) 当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関し、計算代理人が重大であると判断する取引障害、(2) 当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断する参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関する取引所障害、もしくは (3) 参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関する早期終了が発生もしくは存在しており、(y) 当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、参照指数水準の20%以上を構成していること、または (B) 参照指数に関連する先物もしくはオプション契約に関し、(x) 関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断する取引障害、(y) 関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断する取引所障害、もしくは (z) 早期終了が発生もしくは存在していること。いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定するにあたり、市場障害事由がその時点で参照指数の構成株式銘柄に関して生じている場合、参照指数水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(1) かかる構成株式銘柄が参照指数水準に寄与している部分と (2) 包括的な参照指数水準との比較に基づくものとする。いずれも、スポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式の始値の組入比率を用いる。

「障害日」とは、(i) 日経平均株価については、取引所または関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場障害事由が生じている予定取引日をいい、(ii) ユーロ・ストックス50については、(A) スポンサーが参照指数水準を公表することができない（ただし、計算代理人がその裁量および誠実な行為により、かかる事由が参照指数の中断（下記「参照指数の廃止／計算方法の変更」に定義される。）の発生を生じさせると判断する場合を除く。）、(B) 関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または (C) 市場障害事由が生じている予定取引日をいう。いずれの場合においても、計算代理人は、発行者および財務代理人に対し、その状況の下で実務上可能な限り早く、障害日でなければ当初参照指数決定日（以下に定義される。）または評価日（以下に定義される。）であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

「償還額算出対象指数」とは、以下の算式で計算されるパフォーマンスのうち、対する参照指数と比べてパフォーマンスの低い方の参照指数をいう。

$$\frac{\text{最終参照指数}}{\text{当初参照指数}}$$

疑義を避けるために付言するならば、償還額算出対象指数は、上記算式によって求められる値が低い方となる。両参照指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により償還額算出対象指数を決定する。

「スポンサー」とは、(i) 日経平均株価については、(A) 参照指数に関する計算および調整（もしあれば）の規則、手続および手法につき責任を持ち、かつ (B) 定期的に各予定取引日において、直接または代理人を通じて参照指数の水準を公表する会社または他の法人をいい、現在では株式会社日本経済新聞社である。(ii) ユーロ・ストックス50については、(A) 参照指数に関する計算および調整（もしあれば）の規則、手続および手法につき責任を持ち、かつ (B) 定期的に各予定取引日において、直接または代理人を通じて参照指数の水準を公表する会社または他の法人をいい、現在ではストックス・リミテッドである。

「早期終了」とは、(i) 日経平均株価については、参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に係る取引所または関係取引所における、取引所営業日（以下に定義される。）の予定終了時刻（以下に定義される。）前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(A) 当該取引所営業日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と (B) 当該取引所営業日の評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは関係取引所が発表している場合を除く。(ii) ユーロ・ストックス50については、参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所の取引所営業日における、予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(A) 当該取引所営業日のかかる取引所もしくは（場合により）関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と (B) 当該取引所営業日の評価時刻における執行のためにかかる取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までにかかる取引所または（場合により）関係取引所が発表している場合を除く。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「当初参照指数」とは、関連する参照指数につき、計算代理人が決定する発行日（以下の規定に従った調整を条件として、かかる日を以下「当初参照指数決定日」という。）における参照指数終値をいう。ただし、その後公表される訂正は考慮せず、下記の「参照指数の廃止および計算方法の変更」に従う。発行日がいずれかの参照指数につき障害日である場合、かかる参照指数の当初参照指数決定日は、その直後のかかる参照指数の障害日でない予定取引日とする。ただし、直後の3予定取引日の各日が障害日である場合には、(i) かかる3予定取引日目の日を、かかる日が障害日であるか否かに拘わらずかかる参照指数の当初参照指数決定日とし、(ii) 計算代理人は、関連する参照指数の各構成株式銘柄のかかる3予定取引日目の日の評価時刻現在の関連する取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由がかかる3予定取引日目の日に関連する構成株式銘柄に関して生じている場合は、かかる3予定取引日目の日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、最初の障害日の直前に有効だったかかる参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる参照指数の当初参照指数を決定する。

「取引所」とは、(i) 日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または参照指数を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に組込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいい、(ii) ユーロ・ストックス50については、計算代理人が決定する参照指数の各構成株式銘柄について、当該構成株式銘柄の取引が主に行われていると計算代理人が決定する主要な証券取引所もしくはその承継者または構成株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「取引障害」とは、(i) 日経平均株価については、(A) 参照指数水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または(B) 関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいい、(ii) ユーロ・ストックス50については、参照指数のいずれかの構成株式銘柄について(A) 当該構成株式銘柄に関する取引所において、または(B) 関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、当該取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、当該取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所営業日」とは、(i) 日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常の取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいう。取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かを問わない。(ii) ユーロ・ストックス50については、スポンサーが参照指数水準を計算および公表し、かつ、関係取引所において通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、かかる関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かを問わない。

「取引所障害」とは、(i) 日経平均株価については、市場参加者が全般的に(A) 取引所における参照指数水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または(B) 関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人が誠実にかつその裁量において決定した事由(早期終了を除く。)をいい、(ii) ユーロ・ストックス50については、市場参加者が全般的に(A) 取引所において参照指数のいずれかの構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または(B) 関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人が誠実にかつその裁量において決定した事由(早期終了を除く。)をいう。

「評価日」とは、(i) 各連動利払期日または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日に関し、かかる連動利払期日またはその他の利息の支払期日の15共通予定取引日前の日(以下それぞれ「利率判定評価日」という。)をいい、(ii) 各早期償還日に関し、当該早期償還日の15共通予定取引日前の日(以下それぞれ「早期償還評価日」という。)をいい、(iii) 満期償還日については、満期償還日の15共通予定取引日前の日(以下「最終評価日」という。)をいう。どちらか一方の参照指数につき評価日が障害日である場合は、かかる評価日は、その直後の、すべての参照指数につき障害日でない共通予定取引日とする。ただし、かかる連動利払期日、その他の利息の支払期日、早期償還日または満期償還日に対応する繰延評価日以前に障害日でない共通予定取引日がない場合には、(a) かかる繰延評価日は、かかる日がどちらか一方の参照指数につき障害日であるか否かにかかわらず評価日とし、(b) 計算代理人は、影響参照指数(以下に定義される。)に組込まれている各株式銘柄の繰延評価日の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格(障害日を生じさせる事由が当該繰延評価日に関連株式銘柄に関して生じている場合、かかる繰延評価日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった当該影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる繰延評価日の評価時刻現在の障害日の発生により影響を受ける参照指数の参照指数水準(以下「影響参照指数」という。)を決定する。

「評価時刻」とは、(i) 日経平均株価については、取引所の予定終了時刻をいう。取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。(ii) ユーロ・ストックス50については、(A) 早期終了、取引所障害または取引障害が、(x) 参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際に終了する時刻)をいい、(y) 参照指数のいずれかの先物またはオプション契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、(B) その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。



「予定終了時刻」とは、各参照指数につき、予定取引日における関連する取引所または関係取引所の予定されている週日の終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、(i) 日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいい、(ii) ユーロ・ストック50については、スポンサーが参照指数水準を公表し、かつ関係取引所が通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「利率判定水準」とは、各参照指数につき、関連する参照指数の当初参照指数の80.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i) 当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人（以下「本債権者」という。）によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii) 財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下に記載する通知日の5日後の日までに期限が到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）のうち、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後とも同様に）継続して利息が発生するものとする。

上記「適用利率の決定」に規定される利息額が適用されていないすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

### 3【償還の方法】

#### (1) 満期における償還

償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、2023年3月29日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人の単独かつ完全なる裁量により計算される金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は行われない。

(イ) ノックイン事由（以下に定義される。）が発生しなかったと計算代理人が決定する場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は100万円となる。

(ロ) ノックイン事由が発生したと計算代理人が決定する場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は以下の算式に従って計算される金額となる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数の最終参照指数}}{\text{償還額算出対象指数の当初参照指数}}$$

ただし、満期償還額は、(i) 1円未満の端数は四捨五入され、(ii) 0円を下回ることなく、また (iii) 100万円を上回ることはないものとする。

満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。

本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「観察期間」とは、各参照指数につき、当初参照指数決定日の評価時刻から最終評価日の評価時刻までの期間をいう。

「最終参照指数」とは、関連する参照指数につき、最終評価日における参照指数終値をいう。

「ノックイン事由」とは、観察期間中のいずれかの障害日でない予定取引日に、少なくとも1つの参照指数の参照指数終値が、一度でも当該参照指数のノックイン判定水準（以下に定義される。）と等しいかまたはそれを下回った場合をいう。ノックイン事由の発生を判断するために、各参照指数終値は観察期間中の各予定取引日に独立して観察され、1つの参照指数につき障害日が発生した場合でも、障害日によって影響されていないもう一方の参照指数につきノックイン事由が発生することがある。

「ノックイン判定水準」とは、各参照指数につき、関連する参照指数の当初参照指数の60.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

## (2) 強制早期償還

いずれかの早期償還評価日において、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で、すべての参照指数の参照指数終値が関連する早期償還判定水準（以下に定義される。）と等しいかそれを上回ると決定した場合、当該早期償還評価日の直後の早期償還日において、本債券は、そのすべて（一部のみは不可。）が、額面金額にて償還される（以下「早期償還」という。）。

強制早期償還が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。計算代理人の強制早期償還の前記当事者への通知の懈怠は、強制早期償還の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「早期償還判定水準」とは、各参照指数につき、以下に記載される、該当する早期償還日（ただし、営業日でない場合は利払期日の規定に従い調整される。）につき、下記の表に従って計算された数値（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2018年6月29日	当初参照指数 × 105.00%
2018年9月29日	当初参照指数 × 104.00%
2018年12月29日	当初参照指数 × 103.00%
2019年3月29日	当初参照指数 × 102.00%
2019年6月29日	当初参照指数 × 101.00%
2019年9月29日	当初参照指数 × 100.00%
2019年12月29日	当初参照指数 × 99.00%
2020年3月29日	当初参照指数 × 98.00%
2020年6月29日	当初参照指数 × 97.00%
2020年9月29日	当初参照指数 × 96.00%
2020年12月29日	当初参照指数 × 95.00%
2021年3月29日	当初参照指数 × 94.00%
2021年6月29日	当初参照指数 × 93.00%
2021年9月29日	当初参照指数 × 92.00%
2021年12月29日	当初参照指数 × 91.00%
2022年3月29日	当初参照指数 × 90.00%
2022年6月29日	当初参照指数 × 89.00%
2022年9月29日	当初参照指数 × 88.00%
2022年12月29日	当初参照指数 × 87.00%

「早期償還日」とは、2018年6月29日（当日を含む。）から2022年12月29日（当日を含む。）までの各利払期日をいう。

#### ■ 参照指数の訂正

いずれかの関連するスポンサーにより公表され、いずれかの参照指数終値の計算またはロックイン事由の発生の決定のために用いられる参照指数水準が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に関連するスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された参照指数水準に代えて、訂正された参照指数水準を用いる。ただし、計算代理人は、当初参照指数についてはその後に公表された訂正を考慮せずに決定する。

#### ■ 参照指数の廃止および計算方法の変更

(i) 関連するスポンサーが参照指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー（かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。）が参照指数を計算し、公表した場合、または(ii) 参照指数が、参照指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる承継指数（以下「承継参照指数」という。）が参照指数とみなされる。

(i) 当初参照指数決定日または（場合により）評価日以前に、関連するスポンサーが、かかる参照指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法でかかる参照指数を著しく変更する（以

下「参照指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に参照指数を維持するために行う必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。) もしくは、かかる参照指数が永久的に廃止され、承継参照指数も存在しない(以下「参照指数の算定中止」という。) 場合、または、(ii) 当初参照指数決定日、いずれかの評価日もしくは観察期間中における他の関連日において、関連するスポンサーが参照指数水準を計算、公表しない(以下「参照指数の中断」といい、参照指数修正および参照指数の算定中止と併せて、以下それぞれを「参照指数調整事由」という。) 場合、計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本債券の条項に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、及ぼすと決定した場合には、計算代理人は、かかる参照指数の公表水準の代わりに、修正、算定中止または中断の直前に有効だったかかる参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる参照指数調整事由の直前のかかる参照指数を構成した株式銘柄を使って計算代理人が決定する関連あるいずれかの時点の参照指数水準を使い、参照指数水準を計算し、またはロックイン事由およびその他の必要な決定事項を決定する。

## ■ 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書(以下「計算代理契約」という。)に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独かつ完全なる裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。

計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

各参照指数につき、当初参照指数、利率判定水準、早期償還判定水準、ロックイン判定水準、連動利払期日に支払われる連動利息額、前記「(2) 強制早期償還」に記載された早期償還の発生および満期償還日に支払われる満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。下記「10 公告の方法」の記載にかかわらず、決済機関に交付された通知は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。) および/またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。) への交付日に本債権者に通知されたものとみなす。

## ■ 免責

### (i) 日経平均株価

本債券は、いかなる方法でも日経平均株価またはスポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではなく、スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、日経平均株価によって得られる結果および/またはある特定の日のある特定の時間もしくはその他における日経平均株価の数値について保証または表明を行わない。日経平均株価またはスポンサーは、過失もしくはその他を問わず、いかなる人に対しても、日経平均株価のいかなる誤りについても責任を負わず、発行者または本債権者に対し、日経平均株価についての誤りを通知する義務を負わない。スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、本債券に関連する買入れまたはリスク負担の適否について表明を行わず、本債券に関する取引につき何ら義務または責任を負わない。発行者、関連会社または計算代理人は、本債権者に対し、スポンサーによる日経平均株価の計算、調整もしくは維持に関する作為または不作為につき何ら責任を負わない。本債券の発行前に開示が行われた場合を除き、発行者または関連会社は、日経平均株価もしくはスポンサーに対して関係しまたは支配しておらず、日経平均株価の計算、構成または公表につき管理を行わない。計算代理人は、信頼できる公開情報源より日経平均株価に

関する情報を入手するが、かかる情報を独自で立証することはない。したがって、発行者、関連会社または計算代理人は、日経平均株価に関する情報の正確性、完全性および適時性につき、明示的、黙示的を問わず、表明、保証または約束を行わず、責任を負わない。「日経平均株価」に関する著作権または「日経平均株価」の提示に関する知的財産権またはその他の権利は、スポンサーが有する。スポンサーは、「日経平均株価」の内容の変更およびかかる変更の公表の延期を行う権利を有する。

(ii) ユーロ・ストックス 50

ストックス・リミテッド（以下「ストックス社」という。）、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスおよび本債券に関連して使用される関連商標のライセンス供与以外、売出人と何ら関係がない。

ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは以下を行わない。

- ・本債券への出資、宣伝、販売または販売促進
- ・本債券またはその他の証券への投資の推薦
- ・本債券の設定の時期、数量または価格に関する決定につき、義務または責任を負うこと
- ・本債券の管理、運営またはマーケティングにつき、義務または責任を負うこと
- ・ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスの決定、構成もしくは計算に関し、本債券もしくは本債券の所有者の要求を検討することまたはそうする義務を負うこと

ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは本債券またはそのパフォーマンスに関し、過失の如何にかかわらず、いかなる保証もせず、何ら責任も負わない。

ストックス社は本債券の購入者またはその他の第三者とのいかなる契約関係も前提しない。

特に以下の責任を負わない。

- ・ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、明示的または暗示的かを問わずいかなる保証もせず、以下についても何ら責任を負わない。
  - ・本債券、本債券の所有者またはその他の者が、ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスおよびユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスに含まれるデータの使用に関してもたらされる結果
  - ・ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスおよびそのデータの正確性、適時性および完全性
  - ・ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスおよびそのデータの特定の目的または使用に対する市場性および適切性
  - ・本債券のパフォーマンス一般
- ・ストックス社、ドイツ取引所およびそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスまたはそのデータのいかなる過誤、脱漏または障害について、いかなる保証もせず、何ら責任も負わない。
- ・いかなる状況にあっても、ストックス社、ドイツ取引所もしくはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、かかるユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスまたはそのデータの過誤、脱漏または障害により生じたもしくは一般に本債券に関連した利益の喪失または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的な損害もしくは損失につき、ストックス社、ドイツ取引所もしくはそれらのライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーがかかる損失または損害が起りうることを知っていたとしても、過失の如何にかかわらず、責任を負わない。

売出人とストックス社間のライセンス契約は、本債券の所有者またはその他の第三者の利益のためにはなく、売出人とストックス社の利益のためにのみ締結されている。

## 日経平均株価に関する情報

### ■ 概 略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所市場第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正または変更しない保証は無い。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく 1 株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（i）各構成銘柄の 1 株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ii）その積を合計し、（iii）その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2018 年 3 月 5 日現在 26.950 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円をスポンサーの設定する構成銘柄の 1 株当りのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が 1 株当りのみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成銘柄の現在の 1 株当りのみなし額面価格は、2001 年 10 月 1 日の日本株の額面株式廃止直前の 1 株当りの額面金額またはみなし額面価格に基づいているが、以下のいかなる調整に服するものとする。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中 5 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、または株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または（場合により）関連ある構成銘柄の 1 株当りのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または 1 株当りのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に（新たな）加重関数を乗じたものの合計を（新たな）除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理銘柄指定または上場廃止
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過またはその他の理由による上場廃止または整理銘柄指定
- (iv) 東京証券取引所市場第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高い、または上場廃止の審査中であるとの理由により監理銘柄指定を受けた銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225 銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225 銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

## ■ 日経平均株価の過去の推移

下記の表は、1979年から2017年までの各年の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。日経平均株価が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

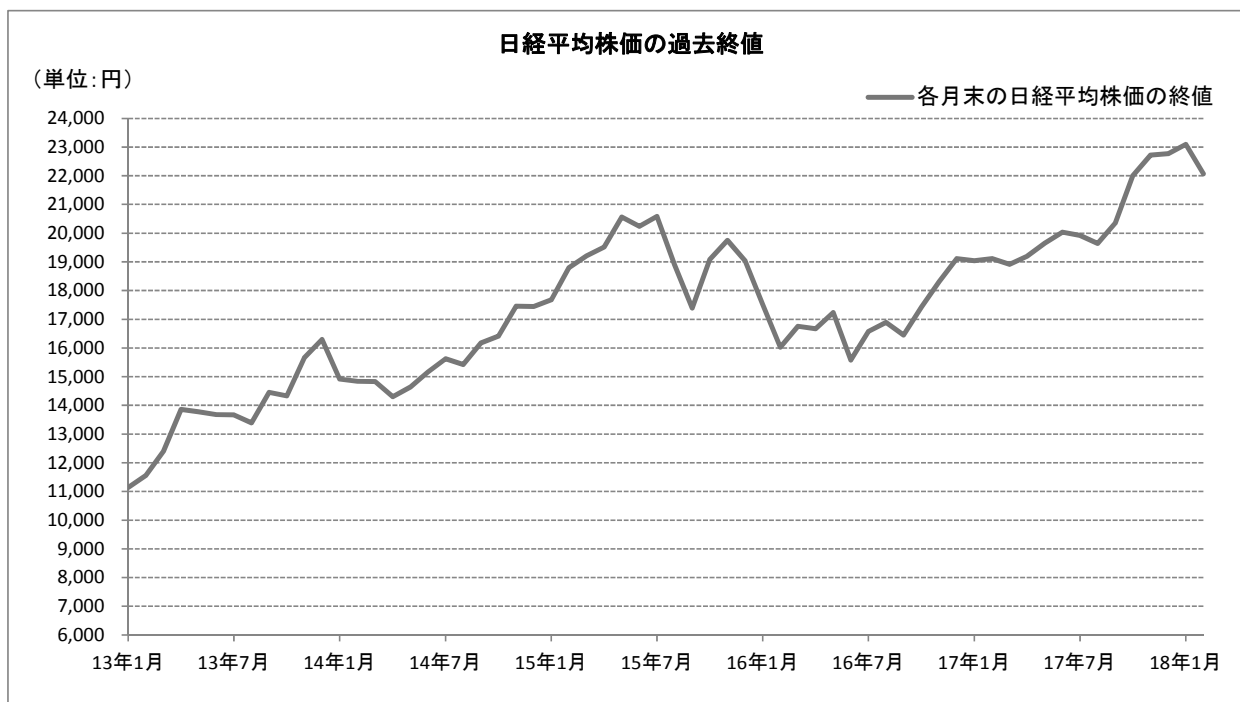
### 日経平均株価の年末の終値

(単位：円)					
年	終値	年	終値	年	終値
1979	6,569.47	1992	16,924.95	2005	16,111.43
1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31
1988	30,159.00	2001	10,542.62	2014	17,450.77
1989	38,915.87	2002	8,578.95	2015	19,033.71
1990	23,848.71	2003	10,676.64	2016	19,114.37
1991	22,983.77	2004	11,488.76	2017	22,764.94

下記の表は、2013年1月から2018年2月までの各月の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

### 日経平均株価の月末の終値

(単位：円)						
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
1月	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34	23,098.29
2月	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99	22,068.24
3月	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	
4月	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74	
5月	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57	
6月	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43	
7月	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18	
8月	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24	
9月	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28	
10月	14,327.94	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61	
11月	15,661.87	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96	
12月	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94	



2018年3月6日現在、日経平均株価の終値は、21,417.76円であった。

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

## ■ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

## ユーロ・ストック50に関する情報

### ■ 概略

本書に記載されるユーロ・ストック50指数に関するすべての情報は公的に入手可能な情報源に依拠している。かかる情報は、当該情報源に記載の通り、本書日付現在のストック50社の方針を反映しているものであり、かかる方針はストック50社の決定によって変更される。かかる情報の正確性および完全性においていかなる表明または保証もなされていない。

ユーロ・ストック50<sup>®</sup>インデックスは、ユーロ・ストック50指数に基づき、ユーロ圏のスーパーセクターの浮動株時価総額上位優良銘柄で構成されている指数である。当該指数は、ユーロ圏の11カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガルお



よびスペイン)の50の銘柄から構成されている。ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスは、上場投資信託、先物取引、オプション取引および仕組み商品のような全世界の幅広い投資商品の原資産として、その使用の許諾が金融機関に対して与えられている。

ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスには3つのタイプ(価格、総売上および純利益)があり、それぞれ5種類の通貨(ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンドおよび日本円)で表示される。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

## ■ 構成銘柄の選定および管理

ユーロ・ストックスの地域毎の優良部門指数のそれぞれのために、株式銘柄は、浮動株時価総額によりランク付けされる。最も大型である銘柄から順に対応するユーロ・ストックス TMI スーパーセクター・インデックスの浮動株時価の60パーセント近くがカバーされるようになるまで選定リストに加えられる。次順の銘柄を加えることにより60パーセントに近づく限り、当該銘柄も選定リストに加えられる。その後、すべての現在のユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスの銘柄が選定リストに加えられる。その後、選定リスト上のすべての銘柄は、最終指数選定リストを作成するために、浮動株時価総額でランク付けされる。選定リスト上の最も大型である40銘柄は選定される。残りの10銘柄は、41位から60位の残りの現在の銘柄中から選抜される。もし銘柄数がまだ50未満である場合、残りの銘柄のうち最も大型である銘柄から、50に達するまで選定される。

親指数であるユーロ・ストックス・インデックスの最低流動性基準が適用される。

ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスの構成銘柄は、毎年9月に再検討されている。再検討の基準日は8月の最終取引日である。

浮動株時価総額比率ファクター： 構成銘柄は三ヶ月毎に上限浮動株時価総額比率10パーセントで制限されている。

入替え： 固定された銘柄数を保つために、削除された銘柄はすぐに、毎月更新される最新の選定リストに基づき入れ替えられる。

速やかな削除： 構成銘柄はその適格性を確保するために、毎月継続して各月の選定リストの順位に基づいてあらゆる変更につきチェックされている。それにより生じた変更については、当該再検討の5取引日後の終了時に実施され、その直後の取引日に効力が発生する。

速やかな組入れ： 直近の選定リストのすべての銘柄および新規株式公開されている銘柄は、三ヶ月毎にファスト・トラック追加のために再検討されている。銘柄が追加される場合は、ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックス内の最小株式が代替される。

ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスを構成する現行の銘柄リストはストックス社のウェブサイト(現在はwww.stoxx.com)にて公表されている。ストックス社のウェブサイトに含まれている情報は本書に参照されておらず、また本書の一部を構成するものではない。

ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスの計算に使用される各株式銘柄の浮動株要因は、三ヶ月毎に再検討され、三ヶ月毎の再検討日に実施されている。

## ■ ユーロ・ストックス50<sup>®</sup>インデックスの計算方法

ユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスは「ラスパイレス算式」を使用して計算されており、構成銘柄の価格変動の固定基準重量に対する比率を計算するものである。指標は独自の除数を有しており、当該除数は企業活動に由来する変化を受けてもユーロ・ストックス 50<sup>®</sup>インデックスの価値を保つように調整されている。

## ■ ユーロ・ストックス50の過去の推移

下記の表は、1998年から2017年までの各年の最終取引日におけるユーロ・ストックス 50の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でユーロ・ストックス 50がどのように推移するかの参考のために記載する

ものであり、このユーロ・ストックス 50 の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。ユーロ・ストックス 50 が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

#### ユーロ・ストックス50の年末の終値

(単位：ポイント)

年	終値	年	終値
1998	3,342.32	2008	2,447.62
1999	4,904.46	2009	2,964.96
2000	4,772.39	2010	2,792.82
2001	3,806.13	2011	2,316.55
2002	2,386.41	2012	2,635.93
2003	2,760.66	2013	3,109.00
2004	2,951.01	2014	3,146.43
2005	3,578.93	2015	3,267.52
2006	4,119.94	2016	3,290.52
2007	4,399.72	2017	3,503.96

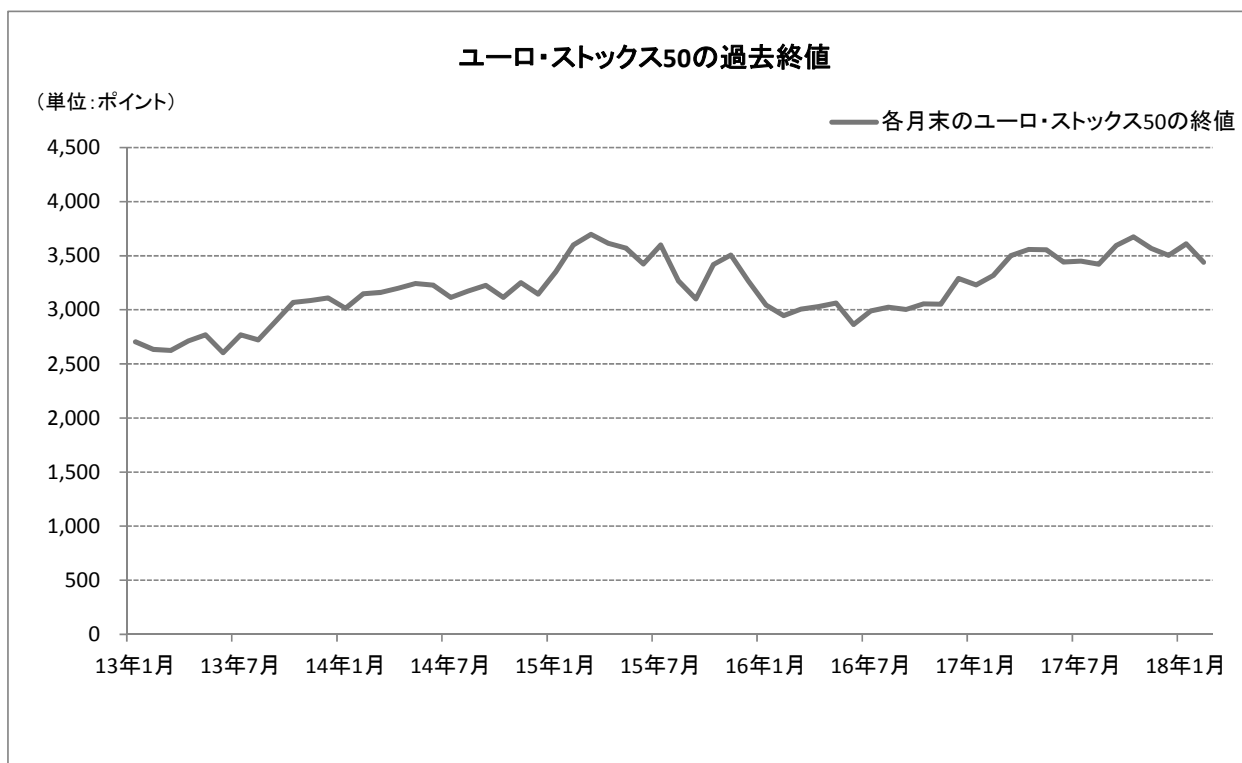
(注) ユーロ・ストックス50は1998年に設定された。

下記の表は、2013年1月から2018年2月までの各月の最終取引日におけるユーロ・ストックス 50 の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でユーロ・ストックス 50 がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この過去の推移はユーロ・ストックス 50 の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてユーロ・ストックス 50 が下記のように変動したことによって、ユーロ・ストックス 50 および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

#### ユーロ・ストックス50の月末の終値

(単位：ポイント)

	<u>2013年</u>	<u>2014年</u>	<u>2015年</u>	<u>2016年</u>	<u>2017年</u>	<u>2018年</u>
1月	2,702.98	3,013.96	3,351.44	3,045.09	3,230.68	3,609.29
2月	2,633.55	3,149.23	3,599.00	2,945.75	3,319.61	3,438.96
3月	2,624.02	3,161.60	3,697.38	3,004.93	3,500.93	
4月	2,712.00	3,198.39	3,615.59	3,028.21	3,559.59	
5月	2,769.64	3,244.60	3,570.78	3,063.48	3,554.59	
6月	2,602.59	3,228.24	3,424.30	2,864.74	3,441.88	
7月	2,768.15	3,115.51	3,600.69	2,990.76	3,449.36	
8月	2,721.37	3,172.63	3,269.63	3,023.13	3,421.47	
9月	2,893.15	3,225.93	3,100.67	3,002.24	3,594.85	
10月	3,067.95	3,113.32	3,418.23	3,055.25	3,673.95	
11月	3,086.64	3,250.93	3,506.45	3,051.61	3,569.93	
12月	3,109.00	3,146.43	3,267.52	3,290.52	3,503.96	



2018年3月5日現在、ユーロ・ストックス50の終値は、3,355.32ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

### (3) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合で、
- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。
- (a) 本債券の期限前償還額に当該償還日までの経過利息を付して未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））
- (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払を適式に行う債務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」に引き受けさせること

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

「期限前償還額」とは、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、かかる期限前償還直前における本債券の公正な市場価格に、基礎となっているまたは関連するヘッジおよび調達の実行（本債券に基づく発行者の義務をヘッジするエクイティ・オプションを含むが、それに限られない。）を解約するために発行者が負担する相当な費用を十分考慮して決定する円貨額である。

#### (4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

#### (5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

### 4 【元金支払場所】

本債券の元金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティグループ・グローバル・マーケット・ドイチェランド・アー・ゲー

ジャーマニー・エージェンシー・アンド・トラスト・デパートメント

(Citigroup Global Markets Deutschland AG, Germany Agency and Trust Department)

ドイツ フランクフルト 60323、ロイターヴェク 16

(Reuterweg 16, 60323 Frankfurt, Germany)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

### 5 【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時またはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、bond、note、debentureもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

## 6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を当該通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

## 7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によつてのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更、または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

## 8【課税上の取扱い】

### (1) フィンランド共和国の租税

本債券の元利金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の前払公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる前払公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

(i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して前払公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。

(ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

### (2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本債券の利息は、一般的に利息として扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、所得税、復興特別所得税および地方税の合計である源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税が課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者である個人は、本債券の利息、償還差損益および譲渡損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

## 9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が、本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記（2）は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所で行うことを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB) に所在するジョーダズ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Jordans Trust

Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうること合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。

(6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。

(7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

## 10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他（2）」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または1回以上掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

## 11【その他】

(1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。

(i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。

(ii) 発行者または保証者が上記（i）に記載した支払以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。

(iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。



(iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。

(v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

(2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払期日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

(3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

(i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。

(ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。

(iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらぬ場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a) 固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかぬ欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b) 変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わぬ。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

(4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。

(5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

### 第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

### 第4【法律意見】

発行者の上級法律顧問であるマッティ・カネルヴァ（Matti Kanerva）氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への有価証券届出書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）  
平成29年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

当該半期（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）  
平成29年9月29日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

### 第三部【保証会社等の情報】

#### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

#### 第3【指数等の情報】

##### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、2018年6月29日以降の連動利息期間に適用される利率、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価およびユーロ・ストックス50の水準により決定されるため、日経平均株価およびユーロ・ストックス50についての開示を必要とする。

##### 2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月	2017年 12月	2018年 1月	2018年 2月
	最高	20,397.58	22,011.67	22,937.60	22,939.18	24,124.15	23,486.11
	最低	19,274.82	20,400.78	22,028.32	22,177.04	23,098.29	21,154.17

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

ユーロ・ストックス50の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	3,111.37	3,314.80	3,828.78	3,290.52	3,697.40	
	最低	2,511.83	2,874.65	3,007.91	2,680.35	3,230.68	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月	2017年 12月	2018年 1月	2018年 2月
	最高	3,594.85	3,673.95	3,697.40	3,609.42	3,672.29	3,577.35
	最低	3,420.86	3,591.46	3,545.72	3,503.96	3,490.19	3,325.99

出典：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびユーロ・ストックス50の終値の過去の推移は日経平均株価およびユーロ・ストックス50の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびユーロ・ストックス50が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびユーロ・ストックス50ならびに本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

発行者が金融商品取引法第27条において準用する  
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 7th March, 2018

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of  
Representative:



Matti Kanerva

Senior Legal Counsel



Karoliina Kajova

Manager, Funding

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

Name of Notes	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 28th November, 2017 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Mandatory Early Redemption Index-Linked Interest Notes due 9th November, 2022 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	17,788 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

関東財務局長 殿

平成30年3月7日提出

発行者の名称： フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

代表者の署名： (署名) (署名)  
Matti Kanerva Karoliina Kajova  
(上級法律顧問) (資金調達部マネージャー)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

(参考)

債券の名称	券面総額
2017年11月28日(受渡日)の売出し フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2022年11月9日満期 期限前 償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン 円建債券	177億8,800万円

## 有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

以下は、2018年2月14日付で公表された業績速報の要約である。

本書中、文脈上別意に解される場合を除き、「公社」または「親会社」とは、フィンランド地方金融公社（Municipality Finance Plc）を意味し、「グループ」とは、フィンランド地方金融公社グループ（Municipality Finance Group）を意味する。

### フィンランド地方金融公社 2017年1月1日から12月31日に係る財務書類速報

#### 2017年度の概要

- ・ グループの利息純収益は、前年度に比べ10.9%増加し、合計228.5百万ユーロ（2016年度：206.1百万ユーロ）となった。
- ・ グループの営業利益は、198.4百万ユーロ（2016年度：174.2百万ユーロ）となった。前年度に対する増加率は13.9%であった。
- ・ 総資産は、34,738百万ユーロ（2016年度：34,052百万ユーロ）であった。2016年度末に対する増加率は2.0%であった。
- ・ グループの自己資本比率は引き続き高く、当年度末現在のリスク加重資産に対する自己資本比率は75.51%（2016年度：66.89%）であり、リスク加重資産に対する普通株式等Tier1（CET1）資本比率は55.22%（2016年度：46.21%）であった。
- ・ 2017年度末現在のレバレッジ比率は3.84%（2016年度：3.54%）であった。
- ・ 新規貸付実行合計額は、2,439百万ユーロ（2016年度：2,924百万ユーロ）となった。貸付ポートフォリオは、21,219百万ユーロ（2016年度：20,910百万ユーロ）に増加した。これは2016年度末に対し1.5%の増加を示していた。
- ・ 当年度末現在、リース・ポートフォリオは432百万ユーロ（2016年度：286百万ユーロ）であり、前年度に比べ51.0%の増加を示している。
- ・ 2017年度の長期資金調達額は、合計9,557百万ユーロ（2016年度：6,702百万ユーロ）となった。合計9,989百万ユーロ（2016年度：7,045百万ユーロ）の短期債券がユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラムに基づき発行された。資金調達総額は、30,153百万ユーロ（2016年度：28,662百万ユーロ）に上った。これは2016年度末に対し5.2%の増加を表している。
- ・ 2017年度末現在の流動性合計は、9,325百万ユーロ（2016年度：7,505百万ユーロ）であった。前年度末に対する増加率は24.2%であった。
- ・ 公社の子会社であるインスピラの収益は、2.7百万ユーロ（2016年度：2.2百万ユーロ）であった。インスピラの2017年度末現在の営業利益は、合計0.2百万ユーロ（2016年度：0.1百万ユーロ）であった。

#### 主要な指標

	2017年12月31日	2016年12月31日
利息純収益（単位：百万ユーロ）	228.5	206.1
営業利益（単位：百万ユーロ）	198.4	174.2
新規貸付金（単位：百万ユーロ）	2,439	2,924
新規資金調達（単位：百万ユーロ）	9,557	6,702
総資産（単位：百万ユーロ）	34,738	34,052
普通株式等Tier1（CET1）資本（単位：百万ユーロ）	946	777
Tier1資本（単位：百万ユーロ）	1,293	1,124

自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,293	1,124
リスク加重資産に対する普通株式等Tier1（CET1）資本比率（%）	55.22	46.21
リスク加重資産に対するTier1（T1）資本比率（%）	75.51	66.89
リスク加重資産に対する合計自己資本比率（%）	75.51	66.89
レバレッジ比率（%）	3.84	3.54
株主資本利益率（ROE）（%）	12.57	12.51
費用対収益比率	0.18	0.17
従業員数	134	106

## 損益計算書および財政状態計算書

### フィンランド地方金融公社グループ

2017年度中、グループの事業は引き続き好調であった。グループの当期営業利益は、198.4百万ユーロ（2016年度：174.2百万ユーロ）であった。当該利益には、11.0百万ユーロ（2016年度：2.7百万ユーロ）の金融項目の公正価値の未実現の変動が含まれる。かかる金額のうち、8.3百万ユーロ（2016年度：0.1百万ユーロ）は未実現の証券取引および外国為替取引純収入であった。未実現の証券取引および外国為替取引純収入には、-0.7百万ユーロ（2016年度：-1.9百万ユーロ）の信用評価調整（CVA）および負債評価調整（DVA）が含まれる。ヘッジ会計純収入は、2.7百万ユーロ（2016年度：2.6百万ユーロ）に上った。かかる価値変動は、金利の変動、デリバティブ取引のカウンターパーティーから生じる信用リスク（以下「信用評価調整」という。）および当社のデリバティブ負債の市場価格の変動（以下「負債評価調整」という。）に関連している。

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、187.4百万ユーロ（2016年度：171.5百万ユーロ）となり、前年度に比べ9.3%増加した。

利息純収益は順調に伸び続け、10.9%増加した。当年度末現在の利息純収益合計は、228.5百万ユーロ（2016年度：206.1百万ユーロ）であった。利息純収益の伸びは、好調な資金調達および公社の事業にとり好ましい金利環境により好影響を受けた。利息純収益には、2.4百万ユーロ（2016年度：1.2百万ユーロ）の自社債券の買戻しによる収入が含まれている。連結財務書類においては、Tier1資本に含まれるAT1キャピタル・ローン、資本性金融商品として取扱われる。関連する利息費用は、連結財務書類においては損益を通じて認識されず、配当金の分配と同様に、すなわち、1年毎の支払いの実現に伴う株主資本中の利益剰余金の減少として取扱われる。

当年度末現在、グループの手数料費用は合計4.1百万ユーロ（2016年度：4.0百万ユーロ）であった。2017年度の営業費用は、24.8%増加し、38.8百万ユーロ（2016年度：31.1百万ユーロ）となった。かかる増加は主として、欧州中央銀行およびフィンランド金融監督局に対して支払われた金融監督費用、EUレベルの金融危機解決基金に対して支払われた拠出金ならびに進行中の情報システム・プロジェクトによるものであった。管理費用は、22.3百万ユーロ（2016年度：18.8百万ユーロ）であり、そのうち人件費が13.6百万ユーロ（2016年度：11.9百万ユーロ）であった。管理費用は、従業員数の増加に伴い増加した。有形および無形資産の減価償却費は、2.0百万ユーロ（2016年度：1.8百万ユーロ）に上った。その他の営業費用は14.5百万ユーロ（2016年度：10.5百万ユーロ）であった。

2017年度末現在のグループの総資産は、前年度末現在の34,052百万ユーロに対し、34,738百万ユーロであった。当年度中、AT1資本性金融商品に係る12.6百万ユーロの利息が、税効果を考慮してグループの資本から控除された。

2017年度末時点において、公社は、その子会社であるインスピラを、株主間契約の契約条件において定義される公社の完全子会社として処理した。非支配株主が保有するインスピラの株式の取得手続は、2018年度初頭に完了した。当該取得債務は会計年度末時点において算入され、当該取引は公社の財政状態またはインスピラの事業活動に重大な影響を及ぼさなかった。



## フィンランド地方金融公社

公社の2017年度末現在の利息純収益は、212.3百万ユーロ（2016年度：189.9百万ユーロ）であり、営業利益は、181.9百万ユーロ（2016年度：158.0百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2017年度において16.2百万ユーロであり、その全額が親会社の純利息収益から控除されている（2016年度：16.3百万ユーロ）。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の劣後債務の項目に計上されている。

## フィナンシャル・アドバイザー・サービシズ・インスピラ・リミテッド

公社の子会社であるインスピラの2017年度の収益は、2.7百万ユーロ（2016年度：2.2百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.2百万ユーロ（2016年度：0.1百万ユーロ）であった。

## 事業

### 顧客向け貸付

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および中央政府の補助付住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。公社の顧客は、地方自治体、自治体連合および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）が指定する非営利企業およびその他の非営利組織から構成されている。公社はその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する包括的な支援を提供している。公社は、その顧客セグメントにおいて格別な最大の単独事業者となっている。

2017年度中、地方自治体の財政状態は改善し、地方自治体における貸付けに対する需要は減少した。しかしながら、とりわけ住宅建設の強い伸びに起因して、全体的な資金調達需要は前年度より増加した。2017年度中、公社が受領した入札要請総額は増加し、合計4,451百万ユーロ（2016年度：4,168百万ユーロ）となった。そのほとんどの部分に関し、需要は中央政府の補助付住宅建設の強い伸びにより増加した。

新規貸付実行合計額は2,439百万ユーロ（2016年度：2,924百万ユーロ）であり、前年度を下回った。これは、とりわけ地方自治体の財政状態が改善し、資金調達需要が控え目な水準にとどまったためである。もう1つの要因は、自治体部門において事業を行う金融機関の間における競争の激化であった。自治体部門における資金調達需要は、医療および社会保障サービス改革ならびに地方政府改革の影響に係る不安定性による影響を受けている可能性がある。

当年度末現在、長期貸付ポートフォリオは、21,219百万ユーロ（2016年度：20,910百万ユーロ）であった。貸付ポートフォリオの前年度に対する変動は1.5%であった。

2016年度に市場に投入された、環境プロジェクト専用の投資を目的とするグリーン・ファイナンスのコンセプトは、引き続き多くの関心を集めており、2017年度末までに、10億ユーロ超に相当する資金が環境プロジェクトに対し供与された。金融商品として、公社のグリーン・ファイナンスは、多くの点でフィンランドの金融市場における先駆的なコンセプトである。グリーン・ファイナンスは、自治体部門における環境プロジェクト投資を増加させ、環境問題に対する認識を高め、フィンランドの気候目標の達成を促進するものと公社は確信している。プロジェクトがグリーン・ファイナンスの枠組みに該当するか否かは、外部専門家から構成される評価チームにより決定される。

公社は、2010年以降、地方自治体、自治体連合および地方自治体が所有または支配する企業に対し、ファイナンス・リースを提供している。当該サービス・モデルおよびその価格設定において明確性を最大化するため、長期にわたる取組みが行われてきた。2017年度において、リース・ソリューションに対する需要は増加し続けた。顧客は、特に、不動産関連融資のためのリースを基盤としたソリューションに関心を示している。当年度中、リース・ポートフォリオは51%増加し、当年度末現在、432百万ユーロ（2016年度：286百万ユーロ）であった。

公社の短期融資に対する需要も続いた。2017年度末現在、公社と締結された地方自治体のコマーシャル・ペーパー・プログラムおよび地方自治体関連企業のコマーシャル・ペーパー・プログラムの総額は、4,582百万ユーロ（2016年度：4,368百万ユーロ）であった。当年度末現在、公社の貸借対照表には、749百万ユーロ（2016年度：973百万ユーロ）の地方自治体および地方自治体関連企業が発行したかかるコマーシャル・ペーパーが含まれていた。

公社の顧客がポートフォリオ管理に使用するために開発されたサービスである「アポロ」は、2017年度中に、保証の管理等の新機能を含めるよう拡張された。さらに、投資の管理のための当該サービスの使用が顧客グループにより試験的に実施されている。2017年度中、より多くの顧客が当該サービス「アポロ」の使用を開始し、その顧客基盤はフィンランドの全主要都市を網羅している。

2017年度において、公社の子会社であるインスピラのサービスに対する需要は高く、同社は合計117件（2016年度：123件）の委託契約を締結した。インスピラの2017年度の収益は2.7百万ユーロ（2016年度：2.2百万ユーロ）であった。同社の当期営業利益は0.2百万ユーロ（2016年度：0.1百万ユーロ）であった。インスピラの委託契約の中でも、医療および社会保障サービス改革ならびに地方政府改革の影響に対する準備および官民協力（PPP）プロジェクトの準備がとりわけ特徴的であった。

### 資金調達および流動性の管理

2017年度中、国際資本市場では高い流動性が維持され、公社の資金調達は大変好調であった。幅広い多様化も公社の資金調達を効率的にしており、公社の顧客の資金調達の条件は競争力のあるものとなっている。公社の名称は国際資本市場において広く知れ渡っており、投資家は公社を最も高い柔軟性、信頼性および対応の迅速性を兼ね備えたパートナーのうちの1社であるとみなしている。

2017年度における公社の債券の公募は非常に好調であった。2017年度中、公社は、それぞれ10億米ドルの米ドル建てベンチマーク債2本および10億ユーロのベンチマーク債1本の、合計3本のベンチマーク債を発行した。当該ベンチマーク債は絶好のタイミングで発行され、それらはすべて応募超過となった。9月に500百万ユーロで発行された公社の歴史上2本目のグリーン・ボンドは、1時間以内に6倍の応募超過となった。当該債券は、公社の歴史上最も需要の高い債券であり、発行者の観点からすれば非常に低価格に設定された。当該発行により、公社はその顧客基盤をさらに拡大することができた。2017年度における長期資金調達は、合計9,557百万ユーロ（2016年度：6,702百万ユーロ）となった。2017年度中、公社は、短期金融市場および資本市場において積極的な発行者としての役割を果たした。株式市場および為替市場の動向により、公社の自社債券の早期償還額が増加した。2017年度中、デリバティブ取引に係るクレジット・サポート・アネックスに基づく担保の金額は大幅に変更され、資金調達の必要性が高まった。

当年度中、合計9,989百万ユーロ（2016年度：7,045百万ユーロ）の短期債券がユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラムに基づき発行され、当年度末現在、当該プログラムに基づく資金調達合計額は3,833百万ユーロ（2016年度：1,139百万ユーロ）に上った。

2017年度末現在の資金調達総額は、30,153百万ユーロ（2016年度：28,662百万ユーロ）であった。かかる金額のうち23%（2016年度：21%）がユーロ建てであり、77%（2016年度：79%）が外貨建てであった。2017年度中、公社は合計14種類（2016年度：13種類）の通貨により債券を発行した。

公社は、現在、すべての資金を国際資本市場において調達しており、グループはかかる市場において知名度および評価の高い積極的な事業者である。2017年度中、合計318件（2016年度：204件）の長期資金調達取引が実施された。

公社の資金調達戦略は、その資金調達源を多様化することであり、これによりいかなる市況下でもその資金調達の継続性を確保することを目指している。これは有効な方法であることが確認されている。公社は、市場別分類、地理的分類、異なる投資家グループをターゲットにした債券および異なる償還期限の債券の発行という、さまざまな多様化戦略を有している。長期にわたる積極的な対投資家活動により、公社はさまざまな市場においてその知名度を高めており、投資家向け広報活動は重要顧客の維持に向けてより一層発展している。

2017年度中、公社は高い流動性を維持した。公社の投資業務のほとんどは、事前積立金により取得した資金の管理によるものである。資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

公社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低6ヶ月間事業（新規純貸付けを含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。公社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、短期金融市場の投資商品に投資している。これらの投資は、公社の流動性比率の計算において算入されない。

2017年度末現在、流動性合計は9,325百万ユーロ（2016年度：7,505百万ユーロ）であった。証券投資は合計5,755百万ユーロ（2016年度：6,506百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA（2016年度：AA）であった。2017年度末現在、証券ポートフォリオの平均償還期間は2.5年（2016年度：2.3年）であった。

また、公社は3,570百万ユーロ（2016年度：999百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、3,554百万ユーロ（2016年度：989百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、16百万ユーロ（2016年度：10百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。

2015年度以降、公社はその投資に係るESG（環境、社会およびガバナンス）パフォーマンスも監視している。2017年度末現在、公社の流動性投資の平均ESGは、1から100の尺度で49.1（2016年度：49.9）であった。基準値は49.2（2016年度：51.4）である。

## 自己資本比率

グループの自己資本比率は引き続き高く、法定の所要自己資本および監督当局により規定される最低所要自己資本を明確に上回っている。

2017年度末現在、グループの自己資本は、合計1,293百万ユーロ（2016年度：1,124百万ユーロ）であった。普通株式等Tier1（CET1）資本は、合計946百万ユーロ（2016年度：777百万ユーロ）であった。Tier1資本は、1,293百万ユーロ（2016年度：1,124百万ユーロ）に上った。公正価値により測定される資産に係る未実現利益（公正価値準備金）はCET1資本に含まれている（2015年1月1日から2017年12月31日までの経過規則による。）。普通株式等Tier1資本には当期利益が含まれている。これは、当年度の業績が会計監査人による財務レビューの対象となっているため、自己資本規制に従い欧州中央銀行により付与される許可に基づき、当期利益をCET1資本に算入することができるためである。CET1資本に適用される調整項目による調整は、公社独自の負債評価調整（DVA）およびその他の評価調整（PVA、AVA）によるものである。また、予定された利益分配もCET1資本に算入されている。当年度末現在または比較年度中、Tier2（T2）資本は存在しなかった。

2017年度末現在、親会社の自己資本は、合計1,293百万ユーロ（2016年度：1,123百万ユーロ）であった。普通株式等Tier1（CET1）資本は、合計945百万ユーロ（2016年度：776百万ユーロ）であり、Tier1（T1）資本は、1,293百万ユーロ（2016年度：1,123百万ユーロ）であった。当年度末現在または比較年度中、Tier2（T2）資本は存在しなかった。

グループのリスク加重資産に対する合計自己資本比率は75.51%（2016年度：66.89%）であった。当年度末現在、CET1資本比率は55.22%（2016年度：46.21%）であった。親会社の自己資本比率は76.22%（2016年度：67.11%）であり、CET1資本比率は55.71%（2016年度：46.35%）であった。

2017年度末現在、現在有効な計算原則を用いて計算した公社のレバレッジ比率は3.84%（2016年度：3.54%）であった。流動性カバレッジ比率（LCR）は、173%（2016年度：149%）であった。これは、会計年度末時点の規制上の規定である80%を明確に上回っている。

## リスク管理

2017年度中、公社のリスク・エクスポージャーに重大な変更はなかった。当年度中、リスクは設定された制限の範囲内にとどまっており、公社の査定によれば、リスク管理は公社に対し設定された規定を満たしていた。

## 連結財政状態計算書

(単位：千ユーロ)	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
<b>資産</b>		
現金および現金同等物	3,554,182	988,949
信用機関に対する貸付金	1,251,391	438,811
公法人および公共部門企業に対する貸付金	21,650,847	21,195,739
債券	6,494,234	7,469,437
株式および出資持分	9,662	9,695
デリバティブ契約	1,433,318	3,634,302
無形資産	10,196	6,776
有形資産	2,594	2,462
その他の資産	157,862	62,946
未収収益および前払費用	173,853	243,068
<b>資産合計</b>	<b>34,738,139</b>	<b>34,052,186</b>
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関に対する債務	3,902,480	5,362,317
公法人および公共部門企業に対する債務	646,558	872,919
発行債券	26,303,961	24,584,169
デリバティブ契約	2,216,034	1,676,859
その他の負債	2,587	4,444
未払費用および前受収益	124,574	194,860
繰延税金負債	202,522	172,185
<b>負債合計</b>	<b>33,398,716</b>	<b>32,867,753</b>
<b>資本および非支配持分</b>		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
公正価値準備金	28,944	19,519
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	879,799	734,107
親会社株主に帰属する資本合計	991,969	836,852
非支配持分	-	127
発行済資本金金融商品	347,454	347,454
<b>資本合計</b>	<b>1,339,422</b>	<b>1,184,433</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>34,738,139</b>	<b>34,052,186</b>

## 連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2017年1月1日 －12月31日	2016年1月1日 －12月31日
利息収入	191,360	180,503
利息費用	37,186	25,625
<b>利息純収益</b>	<b>228,546</b>	<b>206,128</b>
手数料収入	3,245	2,738
手数料費用	-4,071	-4,026
証券取引および外国為替取引純収入	6,196	-1,759
売却可能金融資産純収入	494	-468
ヘッジ会計純収入	2,655	2,587
その他の営業収入	134	139
管理費用	-22,343	-18,820
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,974	-1,818
その他の営業費用	-14,495	-10,451
貸付金およびその他の債権の減損	0	-
<b>営業利益</b>	<b>198,386</b>	<b>174,250</b>
所得税	-39,721	-34,882
<b>当期利益</b>	<b>158,665</b>	<b>139,367</b>
うち、		
親会社株主に帰属	158,665	139,342
非支配持分に帰属	-	26

## 包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2017年1月1日 －12月31日	2016年1月1日 －12月31日
当期利益	158,665	139,367
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
売却可能金融資産（公正価値準備金）		
うち、		
公正価値の純変動	11,644	10,281
損益計算書への振替純額	137	-98
IAS第39号に基づく振替えによる調整	-	24
その他の包括利益構成項目に係る税金	-2,356	-2,041
<b>当期包括利益合計</b>	<b>168,090</b>	<b>147,533</b>
包括利益合計		
うち、		
親会社株主に帰属	168,090	147,507
非支配持分に帰属	-	26

## 自己資本比率

### 自己資本（グループおよび親会社）

	グループ		親会社	
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)				
普通株式等Tier1資本（調整前）	976,260	827,393	975,532	826,865
普通株式等Tier1資本への調整	-30,741	-50,760	-30,875	-50,865
<b>普通株式等Tier1（CET1）資本</b>	<b>945,519</b>	<b>776,633</b>	<b>944,658</b>	<b>776,000</b>
その他Tier1資本（調整前）	347,454	347,454	347,916	347,426
その他Tier1資本への調整	-	-	-	-
<b>その他Tier1（AT1）資本</b>	<b>347,454</b>	<b>347,454</b>	<b>347,916</b>	<b>347,426</b>
<b>Tier1（T1）資本</b>	<b>1,292,973</b>	<b>1,124,086</b>	<b>1,292,574</b>	<b>1,123,426</b>
Tier2資本（調整前）	-	-	-	-
Tier2資本への調整	-	-	-	-
<b>Tier2（T2）資本</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>自己資本合計</b>	<b>1,292,973</b>	<b>1,124,086</b>	<b>1,292,574</b>	<b>1,123,426</b>

### 自己資本比率に係る主要指標（グループおよび親会社）

	グループ		親会社	
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
リスク加重資産に対する普通株式等Tier1（CET1） 資本比率（%）	55.22	46.21	55.71	46.35
リスク加重資産に対するTier1（T1）資本比率（%）	75.51	66.89	76.22	67.11
リスク加重資産に対する合計自己資本比率（%）	75.51	66.89	76.22	67.11

## 最低所要自己資本（グループ）

	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	所要自己資本	リスク加重資産	所要自己資本	リスク加重資産
(単位：千ユーロ)				
<b>信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、標準的手法</b>	<b>108,144</b>	<b>1,351,799</b>	<b>107,756</b>	<b>1,346,956</b>
中央政府または中央銀行に対するエクスポージャー	302	3,780	778	9,725
地方政府または地方自治体に対するエクスポージャー	332	4,153	379	4,735
公法に服する公共部門企業および公共機関に対するエクスポージャー	4,742	59,271	4,275	53,435
国際開発金融機関に対するエクスポージャー	953	11,914	965	12,068
信用機関に対するエクスポージャー	81,835	1,022,934	79,937	999,213
カバード・ボンドによるエクスポージャー	19,063	238,284	20,303	253,793
証券化のポジションを表章する項目	104	1,296	423	5,284
投資ファンドに対する持分によるエクスポージャー	103	1,286	107	1,331
その他の項目	710	8,881	590	7,372
<b>市場リスク</b>	<b>1,075</b>	<b>13,436</b>	<b>794</b>	<b>9,930</b>
<b>信用評価調整リスク (CVA VaR)、標準的手法</b>	<b>979</b>	<b>12,233</b>	<b>1,304</b>	<b>16,299</b>
<b>オペレーショナル・リスク、基礎的手法</b>	<b>26,783</b>	<b>334,786</b>	<b>24,589</b>	<b>307,364</b>
<b>合計</b>	<b>136,980</b>	<b>1,712,254</b>	<b>134,444</b>	<b>1,680,550</b>

## 最低所要自己資本（親会社）

	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	所要自己資本	リスク加重資産	所要自己資本	リスク加重資産
(単位：千ユーロ)				
<b>信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、標準的手法</b>	<b>108,170</b>	<b>1,352,121</b>	<b>107,749</b>	<b>1,346,863</b>
中央政府または中央銀行に対するエクスポージャー	302	3,780	778	9,725
地方政府または地方自治体に対するエクスポージャー	332	4,153	379	4,735
公法に服する公共部門企業および公共機関に対するエクスポージャー	4,742	59,271	4,275	53,435
国際開発金融機関に対するエクスポージャー	953	11,914	965	12,068
信用機関に対するエクスポージャー	81,824	1,022,805	79,933	999,157
カバード・ボンドによるエクスポージャー	19,063	238,284	20,303	253,793
証券化のポジションを表章する項目	104	1,296	423	5,284
投資ファンドに対する持分によるエクスポージャー	103	1,286	107	1,331
その他の項目	747	9,333	587	7,334
<b>市場リスク</b>	<b>1,075</b>	<b>13,436</b>	<b>794</b>	<b>9,930</b>
<b>信用評価調整リスク (CVA VaR)、標準的手法</b>	<b>979</b>	<b>12,233</b>	<b>1,304</b>	<b>16,299</b>
<b>オペレーショナル・リスク、基礎的手法</b>	<b>25,441</b>	<b>318,019</b>	<b>24,083</b>	<b>301,035</b>
<b>合計</b>	<b>135,665</b>	<b>1,695,809</b>	<b>133,930</b>	<b>1,674,128</b>

## 発行者の概況の要約

### (1) 設立

旧フィンランド地方金融公社(以下「旧公社」という。)は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金(原語名:Kuntien eläkevakuutus)(以下「Keva」(旧LGPI)または「地方自治体年金基金」という。)(後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。)により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.(原語名:Kuntarahoitus Oy)からMunicipality Finance Plc(原語名:Kuntarahoitus Oyj)に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体はその債務を直接的に保証するその他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

### 合併後(旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併)

フィンランド地方住宅金融公社(Municipal Housing Finance Plc)は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社(1989年設立)とフィンランド地方住宅金融公社(1993年設立)による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、フィンランドの自治体部門の金融サービスにおいて最も需要が高くかつ積極的なパートナーたることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法(以下「地方政府保証機構法」という。)(後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。)ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保



するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、自治体連合、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡することはできない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザー・サービスズ・インスピラ・リミテッド（以下「インスピラ」という。）という社名の子会社として分社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザー・サービスに重点を置いている。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

公社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構（以下「地方政府保証機構」という。）により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法（その時々改定を含む。）に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局に従いなされた計算によれば、公社の自己資本は、2016年12月31日現在、1,124.1百万ユーロであった。公社の2016年12月31日現在の総資産は341億ユーロであり、そのうち貸付ポートフォリオは209億ユーロを占めていた。

#### **フィンランド地方自治体年金基金（Keva）（IDL GPI）**

Kevaは、自治体公務員、職員およびその家族を対象とする年金に責任を負う法定の年金基金機関である。Kevaは自治体公務員および職員年金法が可決された1964年に設立された。

Kevaは、年金の運用、年金の決定、再生、顧客サービスならびに地方自治体、国家、フィンランド福音ルーテル教会および社会保険庁（Ke1a）の年金制度により保障される者に対する年金支払の取扱いに関して責任を担っている。Kevaは、1.2百万人の被保険者および年金受給者に対してサービス提供を行っている。

Kevaは、自治体部門の従業員の所得関連年金負担に対する融資について責任を負っている。

Kevaは、公法に基づく独立機関であり、その業務は、地方自治体年金法、国家従業員年金法、福音ルーテル教会年金法および国民年金機関法に基づいている。Kevaの業務は、財務省およびフィンランド金融監督局により監督されている。

#### **フィンランド地方政府保証機構**

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、公社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しかつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は公社による資金調達（かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。）を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される用途には、条件および特定

の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2016年12月31日現在、地方政府保証機構は19.8百万ユーロの総資産を有していた。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その150百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

### 地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

### フィンランドにおける自治体部門

#### 概要

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

フィンランドの地方自治法(410/2015)（その後の改定を含む。）（原語名：Kuntalaki）に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に占める役割の重要性が高い。その最も重要な業務は、社会保障および医療サービスならびに教育である。2016年、フィンランドの地方自治体および自治体連合は、同国の労働力の約20%にあたる約418,000人を雇用していた。

2016年末現在のフィンランドの地方自治体および共同自治体組織の有利子債務ポートフォリオの総額は、180億ユーロであった。2000年以降、当該ポートフォリオは4倍に膨らんだが、近年、増加は減速していた。地方自治体関連企業の有利子債務ポートフォリオの総額を、自治体部門の有利子債務ポートフォリオの総額に加算した場合、2016年末現在の自治体部門全体の債務総額は約340億ユーロである。

「自治体部門」とは、地方自治体、共同自治体組織、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および共同自治体組織のみを指す。

## (2) 資本構成

### (i) 資本構成および債務

以下の表は、2016年12月31日現在のグループの資本構成(未監査)である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	3,667,931
長期負債	27,522,962
デリバティブ契約	1,676,859
資本合計	
(制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42,583千ユーロ、 準備金277千ユーロ、公正価値準備金19,519千ユーロ、 非制限資本投資準備金40,366千ユーロ、留保利益734,106千ユーロ、 非支配持分127千ユーロおよびその他の発行済資本性金融商品 347,454千ユーロを含む) (1)	1,184,434
資本構成合計	34,052,186

注記：

(1) 公社(親会社)の授権株式資本の下限は10,000,000ユーロである。2016年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83,750,930ユーロであった。

### (ii) 株式資本および主要株主

2016年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43.0百万ユーロであり、株式数は39,063,798株であった。公社は、同一の議決権および配当受益権が付された2つのシリーズの株式(A株式およびB株式)を有している。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。2016年度末現在、公社は278(2015年度：281)の株主を有していた。

#### 2016年12月31日現在の上位10位の株主

	株式数	所有率
1. Keva	11,975,550	30.66%
2. フィンランド共和国	6,250,000	16.00%
3. ヘルシンキ(Helsinki)市	4,066,525	10.41%
4. エスポー(Espoo)市	1,547,884	3.96%
5. VAV Asunnot Oy(ヴァンター(Vantaa)市) (注)	963,048	2.47%
6. タンペレ(Tampere)市	919,027	2.35%
7. オウル(Oulu)市	903,125	2.31%
8. トゥルク(Turku)市	615,681	1.58%
9. クオピオ(Kuopio)市	573,350	1.47%
10. ラハティ(Lahti)市	537,926	1.38%

訳注：ヴァンター(Vantaa)市により所有される法人

上記表中の株式数は、表中に記載されている株主のグループ会社が所有する株式を一切含まない。

### (3) 組織

#### 取締役会

##### 取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。取締役会の義務および原則は、取締役会手続規則において公社の内部指示の一環として承認されている。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。取締役会はまた、事業活動の規模および範囲に関する広範囲に及ぶすべての決定を行う。

会計監査人および内部監査は取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびにその他の事業方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、それらの報酬および給付を決定する。取締役会は、最高経営責任者の部下の報酬および給付を承認する。取締役会は、公社全体の報酬制度に関する方針を決定する。

取締役会は、各会計年度の内部監査計画を承認し、2016年会計年度中に内部監査により実施されたすべての調査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

##### 取締役会の構成および任期

定款に基づき、取締役会は最低5名、最大8名の取締役から構成される。取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。毎年、株主による指名委員会は、取締役会の構成について年次株主総会に対する提案を作成する。

#### 委員会

公社は、信用機関法に基づく国家的に重要な信用機関であり、取締役会は、法律の定めに基づき、監査委員会、リスク委員会および報酬委員会を設置している。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。委員会は、その活動に関して定期的に取締役会に対し報告を行う。

監査委員会の目的は、準備機関として、財務報告および内部統制に係る職務について取締役会を補助することである。監査委員会は、外部監査および内部監査の職務を監督する。

信用機関法に基づき、リスク委員会は、公社のリスク選好度およびリスク戦略全般に関する事項ならびに取締役会が決定したリスク戦略の経営陣による遵守の監督について取締役会を補助する。リスク委員会は、資本を拘束するサービスに係る価格が公社のリスク戦略に合致しているか否かを評価し、もし合致していない場合、取締役会に対し修正案を提示することとされている。さらに、リスク委員会は、健全な報酬方針の策定ならびに報酬制度により付与されるインセンティブが、公社のリスク、資本および流動性に係る要件ならびに収益見込みおよびその時期を考慮に入れているか否かに関する評価において、報酬委員会を補助する。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者の部下の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業務に責任を負う。

### 株主による指名委員会

公社は、株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬について提案する義務を負う。さらに、株主による指名委員会は、年次株主総会において選任される取締役会に対して、取締役会の会長および副会長について提案する。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方自治体連盟が1名の委員を指名する。

### 最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役会により選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。

最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役会に報告を行う責任を負う。

### 年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が設定した日に開催される。

## (4) 業務の概況

### 2016年度の概要

グループの利息純収益は、前年度に比べ19.7%増加し、合計206.1百万ユーロ（2015年度：172.2百万ユーロ）となった。

グループの営業利益は、174.2百万ユーロ（2015年度：151.8百万ユーロ）となった。前年度に対する増加率は14.8%であった。

総資産は、34,052百万ユーロ（2015年度：33,889百万ユーロ）であった。2015年度末に対する増加率は0.5%であった。

グループの自己資本比率は引き続き高く、2016年度末現在のリスク加重資産に対する自己資本比率は66.89%（2015年度：64.61%）であり、リスク加重資産に対する普通株式等Tier1（CET1）資本比率は46.21%（2015年度：41.49%）であった。

2016年度末現在のレバレッジ比率は3.54%（2015年度：3.15%）であった。

新規貸付実行合計額は、2,924百万ユーロ（2015年度：2,687百万ユーロ）となった。貸付ポートフォリオは、20,910百万ユーロ（2015年度：20,088百万ユーロ）に増加した。これは2015年度末に対し4.1%の増加を示していた。

当年度末現在、リース・ポートフォリオは286百万ユーロ（2015年度：187百万ユーロ）であり、前年度に比べ52.9%の増加を示している。

2016年度の資金調達合計額は、6,702百万ユーロ（2015年度：7,297百万ユーロ）に上った。2016年度中、合計7,045百万ユーロ（2015年度：4,824百万ユーロ）の短期債券がユーロ・コマーシャル・ペーパー・プログラムに基づき発行された。

2016年度末現在の流動性合計は、7,505百万ユーロであった。投資は合計7,732百万ユーロであり、前年度か

ら2.9%減少した。

会社の子会社であるインスピラの収益は、2.2百万ユーロ（2015年度：2.3百万ユーロ）であった。インスピラの2016年度末現在の営業利益は、合計0.1百万ユーロ（2015年度：0.2百万ユーロ）であった。

#### 主要な指標（連結）

	2016年12月31日	2015年12月31日
利息純収益（単位：百万ユーロ）	206.1	172.2
営業利益（単位：百万ユーロ）	174.2	151.8
新規貸付金（単位：百万ユーロ）	2,924	2,687
新規長期資金調達（単位：百万ユーロ）	6,702	7,297
総資産（単位：百万ユーロ）	34,052	33,889
普通株式等Tier1（CET1）資本（単位：百万ユーロ）	776.6	686.3
Tier1資本（単位：百万ユーロ）	1,124.1	1,033.8
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,124.1	1,068.8
リスク加重資産に対する普通株式等Tier1（CET1）資本（%）	46.21	41.49
リスク加重資産に対するTier1資本比率（%）	66.89	62.49
リスク加重資産に対する合計自己資本比率（%）	66.89	64.61
レバレッジ比率（%）	3.54	3.15
株主資本利益率（ROE）（%）	12.51	14.84
費用対収益比率	0.17	0.16
従業員数	106	95

#### グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。

会社の使命は、市場の状況に関わらず、資本市場から競争力のある価格で資金調達を行うことにより、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定された非営利企業およびその他の非営利団体が、市場からの調達資金の融資を受けられるようにすることである。

インスピラは、公共部門に対して、財務アドバイザー・サービスを提供する。そのサービスには、中央政府、地方自治体および市ならびに企業および組織に対する、投資および資産管理構想の計画立案および実施が含まれる。インスピラは、公共部門が業務をより効率化し、またより経済的な投資を行う手助けを行っている。

#### 損益計算書および財政状態計算書

##### フィンランド地方金融公社グループ

2016年度中、グループの事業は引き続き好調であった。グループの当期営業利益は、174.2百万ユーロ（2015年度：151.8百万ユーロ）であった。当該利益には、2.7百万ユーロ（2015年度：-2.7百万ユーロ）の金融項目の公正価値の未実現の変動が含まれる。かかる価値変動は、金利の変動、デリバティブ取引のカウンターパーティーから生じる信用リスク（以下「信用評価調整」という。）および自社のデリバティブ負債に係る市況（以下「負債評価調整」という。）に関連している。信用評価調整および負債評価調整の価値変動は、

価値変動合計額の-1.9百万ユーロ（2015年度：-1.7百万ユーロ）を占めていた。地方自治体のゼロ・リスクの地位にもかかわらず、信用評価調整の計算上、地方自治体および地方自治体の保証を受けている企業との間で締結されるデリバティブ契約については資本準備金の積立てが必要とされ、他方、地方自治体に対する融資においてはかかる積立ては必要とされない。

利息純収益は順調に伸び続け、19.7%増加した。当年度末現在の利息純収益合計は、206.1百万ユーロ（2015年度：172.2百万ユーロ）であった。利息純収益の伸びは、事業取引量の増加および優れた資金調達に起因している。利息純収益には、1.2百万ユーロ（2015年度：1.4百万ユーロ）の自社債券の買戻しによる収入が含まれている。連結財務書類においては、AT1キャピタル・ローンは、資本性金融商品として取扱われる。関連する利息費用は、連結財務書類においては損益を通じて認識されず、配当金の分配と同様に、すなわち、1年毎の支払いの実現に伴う株主資本中の利益剰余金の減少として取扱われる。

当年度末現在、グループの手数料費用は合計4.0百万ユーロ（2015年度：3.8百万ユーロ）であった。当年度の営業費用は、24.9%増加し、31.1百万ユーロ（2015年度：24.9百万ユーロ）となった。これは主として、欧州中央銀行およびフィンランド金融監督局に対して支払われた金融監督費用、ならびにEUレベルの金融危機解決基金に対して支払われた拠出金および進行中の情報システム・プロジェクトによるものであった。管理費用は、18.8百万ユーロ（2015年度：16.7百万ユーロ）であり、そのうち人件費が11.9百万ユーロ（2015年度：10.9百万ユーロ）であった。有形および無形資産の減価償却費は、1.8百万ユーロ（2015年度：1.6百万ユーロ）に上った。その他の営業費用は10.5百万ユーロ（2015年度：6.6百万ユーロ）であった。

2016年度末現在のグループの総資産は、前年度末現在の33,889百万ユーロに対し、34,052百万ユーロであった。当年度中、AT1キャピタル金融商品に係る合計6.3百万ユーロの累積利息が、契約条件に従いグループの資本から支払われた。

## 親会社

2016年度末現在、公社の利息純収益合計は、189.9百万ユーロ（2015年度：168.2百万ユーロ）であり、公社の営業利益は、158.0百万ユーロ（2015年度：147.7百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2016年度において16.3百万ユーロ（2015年度：4.0百万ユーロ）であり、その全額が親会社の純利息収益に算入されている。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の劣後債務の項目に計上されている。

## インスピラ

公社の子会社であるインスピラの2016年度の収益は、2.2百万ユーロ（2015年度：2.3百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.1百万ユーロ（2015年度：0.2百万ユーロ）であった。

## 顧客に対する貸付けその他のサービス

公社の顧客は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）が指定する非営利企業およびその他の非営利団体から構成されている。公社は顧客に対し、貸付けに関連する幅広いサービスを提供している。公社はその顧客セグメントにおいて格別な最大の単独金融業者となっている。

2016年度中、引き続き公社の金融サービスに対する顧客の関心は高かった。貸付実行合計額は前年度に比べ

増加し、引き続き公社はその顧客にとり格別に最も重要な資金提供者であった。

2016年度中、公社が受領した入札要請総額は減少し、合計4,168百万ユーロ（2015年度：4,834百万ユーロ）であった。2016年度の新規貸付実行合計額は、前年度に比べ増加し2,924百万ユーロ（2015年度：2,687百万ユーロ）となった。当年度末現在、長期貸付ポートフォリオは、20,910百万ユーロ（2015年度：20,088百万ユーロ）であった。これは前年度に対し4.1%の増加を示している。

公社の短期融資に対する需要も続いた。2016年度末現在、公社と締結された地方自治体のコマーシャル・ペーパー・プログラムおよび地方自治体関連企業のコマーシャル・ペーパー・プログラムの総額は、4,368百万ユーロ（2015年度：4,087百万ユーロ）であった。当年度末現在、公社の貸借対照表には、973百万ユーロ（2015年度：1,115百万ユーロ）の地方自治体および地方自治体関連企業が発行したコマーシャル・ペーパーが含まれており、当年度中、顧客は、短期プログラムに基づく融資により、合計7,942百万ユーロ（2015年度：9,231百万ユーロ）を調達した。

貸付金に加え、公社は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体関連企業に対し、それらの金利リスク管理に対する需要に対応したデリバティブ契約をも提供している。金利が低水準にとどまったため、顧客は将来の市場金利上昇の可能性に対するヘッジを増加させた。

公社は、2010年以降、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体が所有または支配する企業に対し、ファイナンス・リースを提供している。当該サービス・モデルおよびその価格設定において最大限の透明性を確保するため、長期にわたる取組みが行われてきた。2016年度において、リース・ソリューションに対する需要は堅調に増加した。顧客は、特に、不動産関連融資のためのリースを基盤としたソリューションに関心を示している。当年度中、リース・ポートフォリオは52.9%増加し、当年度末現在、286百万ユーロ（2015年度：187百万ユーロ）であった。

2016年度中、グループの顧客サービス・モデルの一環として、公社は、その子会社でありアドバイザー・サービスを提供するインスピラとの業務提携を強化した。

2016年度において、インスピラのサービスに対する需要は増加し、公社は合計123件（2015年度：89件）の委託契約を締結した。インスピラの2016年度の収益は2.2百万ユーロ（2015年度：2.3百万ユーロ）であった。当期営業利益は合計0.1百万ユーロ（2015年度：0.2百万ユーロ）であった。

## 国際資本市場における事業

2016年度中の長期資金調達額は、合計6,702百万ユーロ（2015年度：7,297百万ユーロ）であった。

当年度中、合計7,045百万ユーロ（2015年度：4,824百万ユーロ）の短期債券がユーロ・コマーシャル・ペーパー・プログラムに基づき発行され、当年度末現在、当該プログラムに基づく資金調達合計額は1,139百万ユーロ（2015年度：1,230百万ユーロ）に上った。

2016年度末現在の資金調達総額は、28,662百万ユーロ（2015年度：28,419百万ユーロ）に上った。かかる金額のうち21%（2015年度：18%）がユーロ建てであり、79%（2015年度：82%）が外貨建てであった。2016年度中、公社は合計13種類（2015年度：12種類）の通貨により債券を発行した。

公社は、現在、すべての資金を国際資本市場において調達しており、グループはかかる市場において知名度および評価の高い積極的な事業者である。2016年度に実施された長期資金調達取引は合計204件（2015年度：315件）であった。

資金調達の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、公社は下記のプロ



グラムを利用している。

ミディアム・ターム・ノート (MTN) プログラム	25,000百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー (ECP) プログラム	4,000百万ユーロ
豪ドル債 (カンガルー債) プログラム	2,000百万豪ドル
国内債券プログラム	800百万ユーロ

会社の資金調達には、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびスタンダード&プアーズから会社と同じ格付けを取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、会社により発行された債券は、EUにおける金融機関の自己資本比率の計算上、ゼロ・リスクとみなされる。

2016年度中、会社は高い流動性を維持した。会社の投資業務のほとんどは、事前積立金により取得した資金の管理によるものである。資金は、いかなる市況下でも事業継続性を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。会社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低6ヶ月間事業（新規純貸付けを含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。会社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、短期金融市場の投資商品に投資している。これらの投資は、会社の流動性比率の計算において算入されない。

2016年度末現在、流動性合計は7,505百万ユーロ（2015年度：7,732百万ユーロ）であった。証券投資は合計6,506百万ユーロ（2015年度：5,897百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA（2015年度：AA）であった。当年度末現在、証券ポートフォリオの平均償還期間は2.3年（2015年度：2.3年）であった。また、会社は999百万ユーロ（2015年度：1,834百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、989百万ユーロ（2015年度：1,814百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、10百万ユーロ（2015年度：20百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。

2015年度以降、会社はその投資に係るESG（環境、社会およびガバナンス）パフォーマンスも監視している。2016年度末現在、会社の流動性投資の平均ESGは、1から100の尺度で66.5（2015年度：65.0）であった。基準値は64.4である。

## 自己資本比率

グループの自己資本比率は引き続き高く、法定の要件および監督当局により規定される最低所要自己資本比率を明確に上回っている。

2016年度末現在、グループの自己資本は、合計1,124.1百万ユーロ（2015年度：1,068.8百万ユーロ）であった。普通株式等Tier1 (CET1) 資本は、合計776.6百万ユーロ（2015年度：686.3百万ユーロ）であった。Tier1 資本は、1,124.1百万ユーロ（2015年度：1,033.8百万ユーロ）に上った。公正価値により測定される資産に係る未実現利益（公正価値準備金）はCET1資本に含まれている（2015年1月1日から2017年12月31日までの経過規則による。）。2016年度末現在、会社はTier2資本を有していなかった（2015年度：35百万ユーロ）。

親会社の自己資本は、1,123.4百万ユーロ（2015年度：1,067.9百万ユーロ）であった。普通株式等Tier1 (CET1) 資本は、合計776.0百万ユーロ（2015年度：685.9百万ユーロ）であり、Tier1 (T1) 資本は、1,123.4百万ユーロ（2015年度：1,032.9百万ユーロ）であった。

リスク加重資産に対する合計自己資本比率は66.89%（2015年度：64.61%）であった。2016年度末現在、CET1資本比率は46.21%（2015年度：41.49%）であった。親会社の自己資本比率は67.11%（2015年度：64.70%）であり、そのCET1資本比率は46.35%（2015年度：41.56%）であった。

## リスク管理原則およびグループのリスク・ポジション

### リスク管理の一般原則

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役ににより設定された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、非常に保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク・プロファイルを公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

公社は、その事業に関連するリスクを定期的に調査し、継続的にリスクの認識および管理手法を展開している。リスクは定期的なリスク分析により評価されている。かかる分析の目的は、事業環境の変化によりもたらされる新たな課題およびリスクを認識し、結果に基づきリスクおよびその管理の優先順位をつけることである。公社は、担保、保証、デリバティブ、保険および積極的なリスク管理により、特定したリスクを抑制する。独自の分析によれば、公社は誤方向リスクが内在する負債を有していない（カウンターパーティーが債務不履行に陥る可能性は、一般的な市場リスク要因と正の相関関係にある。）。

2016年度中、公社のリスク・ポジションに重大な変更はなかった。リスクは設定された制限内にとどまっており、公社の査定によれば、リスク管理は設定された要件を満たしている。公社のリスク・ポジションは、月次リスク報告の一部として取締役に定期的に報告され、また、最高リスク管理責任者は、取締役会のリスク委員会に対し、公社のリスク・ポジションに関するより広範な半期総括を報告する。

### リスク管理および自己資本比率管理に係る組織

リスク管理において使用される公社の一般的な原則、制限および測定方法は、取締役ににより決定される。取締役会のリスク委員会は、リスク戦略およびリスク負担に関する事項ならびに公社による取締役会が決定したリスク戦略の遵守の監督について取締役会を補佐する。リスク管理の目的は、貸付け、資金調達、投資およびその他の事業運営に関連するリスクが、リスク・アペタイト・フレームワークおよび関連するリスク方針に規定される、公社の低リスク・プロファイルに沿うことを確実にすることである。取締役会は、公社はその事業の性質およびリスク度に見合った十分なレベルのリスク管理を有していると判断している。

公社は、さまざまな部門および意思決定機関の役割および責任を含めた公社の事業運営の全部をカバーする、広範なリスク管理組織を有している。

二次的な防御手段としての役割を果たし、業務部門から独立しているリスク管理部門は、最高リスク管理責任者の下、リスク管理原則および手続きに関して責任を負っている。キャピタル・マーケット部門（防御の最前線）は、取締役会が設定した制限の範囲内で市場取引を締結することにより、連結貸借対照表のリスク・プロファイルの管理について責任を負っている。リスク・ポジションおよび制限使用は、定期的に経営陣および取締役に報告される。事業管理・報告部門は、最高財務責任者の下、自己資本比率および自己資本の構成に関する原則について責任を負っている。コンプライアンス部門（二次的な防御手段）は、公社の法規制の遵守を監視している。最後に、内部監査（三次的な防御手段）は、公社の事業運営のさまざまな分野を日常的に監査している。

## 戦略リスク

戦略リスクは、財政的に収益性のある事業について公社がその戦略の選択を誤る可能性、またはその戦略を事業環境の変化に適応させられない可能性を指す。戦略リスク管理は、顧客ニーズ、市場動向予測ならびに競争および事業環境における変化の継続的な監視および分析によって行われている。リスクおよびその重要性は毎年、事業計画の策定時に評価されている。現在の戦略は2022年度まで継続され、少なくとも年に1度更新される。

## 信用リスク

信用リスクとは、カウンターパーティーの公社に対する債務が不履行となるリスクを指す。公社は、直接、地方自治体および自治体連合に対してのみ、別途の担保なくして貸付けまたはファイナンス・リースを行うことができる。その他に対する貸付けについては、地方自治体もしくは自治体連合による全額保証または不足補填保証、または国による不足補填保証による保証が付されていなければならない。貸付けに地方自治体または国による不足補填保証が付される場合は、主担保金が必要とされる。主担保金の金額は、かかる貸付金額の1.2倍に相当する金額でなければならない。信用リスクを低減する目的でかかる保証が必要とされているため、供与された貸付けはすべて、自己資本の計算においてゼロ・リスクとして分類される。公社は、リース・サービスの対象の残存価値リスクを負担しない。公社は、顧客への融資において信用損失を被ったことはない。公社の貸付けはすべて、自己資本比率の計算においてリスク・ウェイト0パーセントが適用されるカウンターパーティーに対するものであるため、公社は貸付けに関して顧客に対する制限を設けていない。公社は、定期的に顧客の信用リスクおよび支払実績を分析している。

公社は、流動性ポートフォリオ投資およびデリバティブ商品に係る信用リスクにもさらされている。カウンターパーティーを選別する際に、公社は、外部信用格付に基づき取締役会により承認された原則および制限に従い信用リスクを評価する。債券の額面価額およびこれに相当するデリバティブの信用価値(公正価値法に基づく。)が、信用リスクを監視するために利用されている。

## 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の好ましくない変動または市場価格の不安定性により、公社に損失が生じるリスクを指す。市場リスクには、金利、外国為替、株価およびその他の価格に関するリスクが含まれる。公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブ契約の利用により管理している。金利リスクは、主に資産と負債との間におけるEuriborの利率の差異から生じる。公社は、すべての外貨調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。公社は重大な為替リスクを負担していない。デリバティブ契約は他の市場リスクのヘッジにも用いられる。デリバティブ契約はヘッジ目的のためにのみ利用することができる。

## 通貨ポジション

通貨ポジションは、異なる通貨建ての資産と負債の差額としてユーロ建てで算出される。

## デュレーション

デュレーションとは、経年的な金利リスクを示したものであり、実勢金利水準による満期までの平均残存期間を表している。

## バリュー・アット・リスク

バリュー・アット・リスクの数値は、10日の期間内に99%の確率で生じうる、貸借対照表上の市場価値の最大のマイナスの変動をユーロ建てで表している。当社が使用するバリュー・アット・リスク・モデルは、貸借対照表上の市場リスク、即ち実質的には金利感応度を測定するが、これは当社がその他すべての市場リスクをヘッジしているためである。当該モデルは貸借対照表上の信用リスクは測定しない。

## 経済価値

経済価値は、貸借対照表の現在価値の金利感応度を示す。これは、異なるイールド・カーブの変動局面において、金利の影響を受けやすいキャッシュ・フローの現在価値の変動の計算により測定される。基本想定は、イールド・カーブからの200ベース・ポイントの増減である（下限は0%。）。

## 収益リスク

収益リスクとは、公社の利息純収益に対する金利変動の悪影響を指す。基本想定は、イールド・カーブからの100ベース・ポイントの乖離である。かかる影響は、公社の利益率および自己資本に則して評価される。

## 価格リスク

価格リスクとは、投資リスクの変動または市場のリスク感応度の変動に起因する市場における期待収益率の変動による、流動性投資の市場価値の変動の可能性を指す。期待収益率の変動は、99%の信頼水準で計算される。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、公社が資金調達契約またはその他の資金調達活動の決済から生じる支払義務を、期日に履行することができなくなるリスクを指す。公社は、顧客向け貸付および資金調達との間の平均満期を制限することにより流動性リスクを管理している。また、公社は、最低6ヶ月間の流動性需要のために十分な利用可能流動性の最低基準（サバイバル・ホライズン）を設定している。公社の取締役会は、流動性リスクについて、リファイナンス・ギャップおよびサバイバル・ホライズンを設定している。

## 市場流動性リスク

市場流動性リスクとは、市場が厚みを失っているか、または市場が混乱により機能していないために、公社が市場価格でそのポジションを実現もしくはカバーできないようなリスクを指す。公社は、市場および商品の流動性を継続的に観察している。そのほか、デリバティブ契約を締結する際には、確立された市場基準を遵守している。公正価値で評価される債券のほとんどすべての市場価値は、市場から入手した相場価格に基づき算出される。残りの債券については、その市場価値は、他の市場情報を利用し算出される。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不完全なもしくは破綻した内部手続、不完全なもしくは破綻した方針、システムまたは外部要因に起因する損失リスクを指す。オペレーショナル・リスクにはまた、内部および外部規則の不遵守から生じるリスク（コンプライアンス・リスク）、法的リスクおよびレピュテーション・リスクが含まれる。オペレーショナル・リスクは、費用、支払賠償、レピュテーションの低下、ポジション、リスクおよび業績に関する虚偽情報、または事業の中断につながる可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、公社の業務および手続きの一部として認識される。これは、各部門および全社的レベルにおけるオペレーショナル・リスクの年次分析により実施されている。オペレーショナル・リスクの管理は、公社の各管理部門および各業務部門の責任である。また、公社のリスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、他の管理部門および業務部門の支援を行い、全社的レベルでオペレーショナル・リスクの管理を調整する責任を有する。

公社のコンプライアンス機能は、公社の事業に関連する監督当局が発令する法律および規則の改正を継続的に監視し、すべての規制上の変更に適切に対応することを確実にしている。過去数年間において信用機関の事業に係る法律および規則は重大な変更直面し、今後も変更が続く予定であり、公社のコンプライアンスに課題が生じている。公社は、監督当局および利益団体ならびに公社の内部コンプライアンス機能（報告、影響の評価を含む。）の組織との積極的な連絡により、上記に関するリスクを最小化するよう努めている。

公社は、オペレーショナル・リスクの現実化を体系化されたオペレーショナル・リスク事由報告システムによって監視しており、その報告は必要に応じ、業務方針を変更するため、またはオペレーショナル・リスクを低減するために他の手段を実施するために利用される。オペレーショナル・リスク事由は、経営陣および取締役会に対して報告される。2016年度にはオペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

## 地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2016年12月31日現在、地方政府保証機構は19.8百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2017年5月11日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、150百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定されるところに従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、公租公課の徴収に係る法律(706/2007)（その後の改定を含む。）に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるという保証はない。

## 自己資本比率の管理原則

グループは、EUの自己資本規制（EU 575/2013）および自己資本指令（2013/36/EU）に基づき自己資本比率を計算している。信用リスクに関する所要自己資本は標準的手法を用いて計算され、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本は基礎的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。公社は、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して為替リスクをヘッジしているため、公社の通貨ポジションは極めて小さい。スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク・ウェイトを決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、公社は地方自治体により付与された保証およびフィンランド共和国により付与された不足補填保証等の信用リスクを差し引く手法を使用している。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA / クレジット・サポート・アネックス）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパーティー・リスクに関する所要自己資本を減じるために使用される。

## ガバナンス

会社法制に加え、公社はフィンランド信用機関法のガバナンスに関する規定を遵守している。公社のガバナンス方針の詳細は、公社のウェブサイトにおいて掲載されている。年次報告書の公表時に、フィンランド証券市場法第7章第7節に従い、公社はそのウェブサイト上に、コーポレート・ガバナンス報告書を公表している。当該報告書は、取締役会報告書とは個別に作成されており、財務報告手順に関連した内部監査およびリスク管理システムの主要な特性に関する記述を含んでいる。当該報告書はまた、信用機関法により要求されるガバナンスの内容および公社が、フィンランド証券市場協会により公表されている上場企業のためのフィンランド・コーポレート・ガバナンス・コードをどの程度遵守しているかに関する情報も含んでいる。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ

連結財政状態計算書

	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
<b>資産</b>		
現金および中央銀行における残高	988,949	1,813,813
信用機関に対する貸付金	438,811	614,294
公法人および公共部門企業に対する貸付金	21,195,739	20,275,561
債券	7,469,437	7,003,318
株式および出資持分	9,695	9,620
デリバティブ契約	3,634,302	3,925,025
無形資産	6,776	5,812
有形資産	2,462	2,298
その他の資産	62,946	6,277
未収収益および前払費用	243,068	232,792
<b>資産合計</b>	<b>34,052,186</b>	<b>33,888,811</b>
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関に対する債務	5,362,317	4,893,270
公法人および公共部門企業に対する債務	872,919	954,026
発行債券	24,584,169	24,804,490
デリバティブ契約	1,676,859	1,799,692
その他の負債	4,444	2,131
未払費用および前受収益	194,860	217,768
劣後債務	-	35,542
繰延税金負債	172,185	138,576
<b>負債合計</b>	<b>32,867,753</b>	<b>32,845,497</b>
<b>資本および非支配持分</b>		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
公正価値準備金	19,519	11,354
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	734,107	601,065
<b>親会社株主に帰属する資本合計</b>	<b>836,852</b>	<b>695,645</b>
非支配持分	127	216
その他の発行済資本性金融商品	347,454	347,454
<b>資本合計</b>	<b>1,184,433</b>	<b>1,043,314</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>34,052,186</b>	<b>33,888,811</b>

フィンランド地方金融公社グループ

連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2016年1月1日 －12月31日	2015年1月1日 －12月31日
利息収入	180,503	195,858
利息費用	25,625	-23,613
<b>利息純収益</b>	<b>206,128</b>	<b>172,245</b>
手数料収入	2,738	5,157
手数料費用	-4,026	-3,776
証券取引および外国為替取引純収入	-1,759	-3,865
売却可能金融資産純収入	-468	6,336
ヘッジ会計純収入	2,587	583
その他の営業収入	139	21
管理費用	-18,820	-16,653
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,818	-1,600
その他の営業費用	-10,451	-6,646
<b>営業利益</b>	<b>174,250</b>	<b>151,801</b>
所得税	-34,882	-30,307
<b>当期利益</b>	<b>139,367</b>	<b>121,494</b>
うち、		
親会社株主に帰属	139,342	121,379
非支配持分に帰属	26	115

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2016年1月1日 －12月31日	2015年1月1日 －12月31日
当期利益	139,367	121,494
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
売却可能金融資産（公正価値準備金）		
うち、		
公正価値の純変動	10,281	-17,972
損益計算書への振替純額	-98	-6,562
IAS第39号に基づく振替えによる調整	24	84
その他の包括利益構成項目に係る税金	-2,041	4,890
<b>当期包括利益合計</b>	<b>147,533</b>	<b>101,934</b>
包括利益合計		
うち、		
親会社株主に帰属	147,507	101,820
非支配持分に帰属	26	115



フィンランド地方金融公社グループ  
連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2016年1月1日 －12月31日	2015年1月1日 －12月31日
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-903,395</b>	<b>813,006</b>
長期資金調達の変動	471,015	1,139,992
短期資金調達の変動	-101,832	-11,297
長期貸付金の変動	-915,040	-1,021,891
短期貸付金の変動	142,736	-270,112
投資の変動	-576,223	204,933
担保の変動	-84,168	609,050
資産に係る利息	130,574	187,169
負債に係る利息	51,229	-18,290
その他の収入	32,318	39,097
営業費用の支払い	-56,335	-42,958
支払税額	2,332	-2,687
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-2,845</b>	<b>-2,488</b>
有形資産の取得	-794	-533
無形資産の取得	-2,051	-1,955
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-42,989</b>	<b>346,188</b>
劣後債務の変動	-35,000	-1,009
その他の発行済資本金金融商品の変動	-	347,375
株式および出資持分の変動	-	19
AT1資本金金融商品に係る支払利息、キャピタル・ローンに係る支払利息およびその他の利益分配	-7,989	-197
<b>現金および現金同等物の変動</b>	<b>-949,229</b>	<b>1,156,706</b>
<b>1月1日現在の現金および現金同等物</b>	<b>1,945,709</b>	<b>789,003</b>
<b>12月31日現在の現金および現金同等物</b>	<b>996,480</b>	<b>1,945,709</b>

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

(単位：千ユーロ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
現金および中央銀行における残高	988,949	1,813,813
信用機関に対する貸付金	7,530	131,896
<b>現金および現金同等物合計</b>	<b>996,480</b>	<b>1,945,709</b>

フィンランド地方金融公社グループ

連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計					合計	非支配 持分	その他の 発行済 資本金 金融商品	資本合計
	株式資本	準備金	公正価値 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益				
(単位：千ユーロ)									
<b>2014年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>30,914</b>	<b>40,366</b>	<b>479,686</b>	<b>593,825</b>	<b>279</b>	<b>-</b>	<b>594,104</b>
株式発行	-	-	-	-	-	-	19	-	19
AT1キャピタル・ローンの発行	-	-	-	-	-	-	-	347,454	347,454
2014年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-197	-	-197
当期利益	-	-	-	-	121,379	<b>121,379</b>	115	-	121,494
その他の包括利益構成項目									
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目									
売却可能金融資産 (公正価値準備金) うち、									
公正価値の純変動	-	-	-17,972	-	-	<b>-17,972</b>	-	-	-17,972
損益計算書への 振替純額	-	-	-6,562	-	-	<b>-6,562</b>	-	-	-6,562
IAS第39号に基づく 振替えによる調整	-	-	84	-	-	<b>84</b>	-	-	84
その他の包括利益構成項目に 係る税金	-	-	4,890	-	-	<b>4,890</b>	-	-	4,890
<b>2015年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>11,354</b>	<b>40,366</b>	<b>601,065</b>	<b>695,645</b>	<b>216</b>	<b>347,454</b>	<b>1,043,314</b>
AT1キャピタル・ローンに係る 支払利息	-	-	-	-	-6,300	<b>-6,300</b>	-	-	-6,300
2015年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-114	-	-114
当期利益	-	-	-	-	139,342	<b>139,342</b>	26	-	139,367
その他の包括利益構成項目									
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目									
売却可能金融資産 (公正価値準備金) うち、									
公正価値の純変動	-	-	10,281	-	-	<b>10,281</b>	-	-	10,281
損益計算書への 振替純額	-	-	-98	-	-	<b>-98</b>	-	-	-98
IAS第39号に基づく 振替えによる調整	-	-	24	-	-	<b>24</b>	-	-	24
その他の包括利益構成項目に 係る税金	-	-	-2,041	-	-	<b>-2,041</b>	-	-	-2,041
<b>2016年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>19,519</b>	<b>40,366</b>	<b>734,107</b>	<b>836,852</b>	<b>127</b>	<b>347,454</b>	<b>1,184,433</b>

フィンランド地方金融公社  
貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
<b>資産</b>		
現金および中央銀行における残高	988,949	1,813,813
現金	7	6
中央銀行に対する要求払債権	988,943	1,813,807
中央銀行リファイナンス適格債券	5,466,022	5,078,673
短期国債	527,317	454,603
その他	4,938,706	4,624,071
信用機関に対する貸付金	438,533	613,799
要求払いの貸付金	7,252	131,401
その他	431,281	482,398
公法人および公共部門企業に対する貸付金	20,909,752	20,088,453
リース資産	285,987	187,108
債券	2,003,415	1,924,645
公共部門企業のもの	944,043	1,027,138
その他	1,059,372	897,507
株式および出資持分	9,695	9,620
グループ企業内の株式および出資持分	112	112
デリバティブ契約	3,634,302	3,925,025
無形資産	6,881	5,965
有形資産	2,349	2,145
その他の有形資産	2,349	2,145
その他の資産	62,615	6,029
未収収益および前払費用	243,005	232,700
<b>資産合計</b>	<b>34,051,617</b>	<b>33,888,086</b>
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関および中央銀行に対する債務	5,362,317	4,893,270
信用機関	5,362,317	4,893,270
その他	5,362,317	4,893,270
公法人および公共部門企業に対する債務	872,919	954,026
その他の債務	872,919	954,026
発行債券	24,584,169	24,804,490
長期債券	23,444,821	23,574,719
その他	1,139,348	1,229,771
デリバティブ契約	1,676,859	1,799,692
その他の負債	4,264	2,008
未払費用および前受収益	206,463	221,375
劣後債務	347,426	382,477
繰延税金負債	4,880	2,838
<b>負債合計</b>	<b>33,059,297</b>	<b>33,060,177</b>
<b>利益処分</b>		
減価償却に係る差異	2,298	859
任意準備金	824,980	676,980
<b>利益処分合計</b>	<b>827,278</b>	<b>677,839</b>
<b>資本</b>		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	19,796	11,630
準備金	277	277
公正価値準備金	19,519	11,354
公正価値の変動	19,519	11,354
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	54,688	53,158
当期利益	6,808	1,530
<b>資本合計</b>	<b>165,043</b>	<b>150,070</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>34,051,617</b>	<b>33,888,086</b>
オフバランスシート・コミットメント		
顧客のための取消不能約定	1,883,319	1,336,880

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2016年1月1日 —12月31日	2015年1月1日 —12月31日
利息収入	178,206	193,619
リース事業純収入	2,297	2,239
利息費用	9,352	-27,647
<b>利息純収益</b>	<b>189,855</b>	<b>168,211</b>
株式投資収入	63	129
グループ企業	63	129
手数料収入	601	2,847
手数料費用	-4,023	-3,773
証券取引および外国為替取引純収入	-1,759	-3,865
証券取引純収入	-2,159	-3,897
外国為替取引純収入	400	33
売却可能金融資産純収入	-468	6,336
ヘッジ会計純収入	2,587	583
その他の営業収入	185	59
管理費用	-17,134	-15,066
人件費	-10,481	-9,532
給与および報酬	-8,319	-7,657
人件費関連費用	-2,162	-1,875
年金費用	-1,669	-1,512
その他の人件費関連費用	-493	-363
その他の管理費用	-6,653	-5,534
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,815	-1,598
その他の営業費用	-10,122	-6,192
<b>営業利益</b>	<b>157,971</b>	<b>147,672</b>
利益処分	-149,438	-145,859
所得税	-1,725	-283
<b>当期利益</b>	<b>6,808</b>	<b>1,530</b>

フィンランド地方金融公社  
キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2016年1月1日 －12月31日	2015年1月1日 －12月31日
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-911,177</b>	<b>812,996</b>
長期資金調達の純変動	471,015	1,139,992
短期資金調達の純変動	-101,832	-11,297
長期貸付金の純変動	-915,040	-1,021,891
短期貸付金の純変動	142,736	-270,112
投資の純変動	-576,223	204,767
担保の純変動	-84,168	609,050
資産に係る利息	130,575	187,169
負債に係る利息	43,354	-18,290
その他の収入	30,114	36,716
営業費用の支払い	-54,087	-40,500
支払税額	2,378	-2,609
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-2,834</b>	<b>-2,500</b>
有形資産の取得	-669	-533
無形資産の取得	-2,165	-1,955
株式および出資持分の変動	-	-12
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-35,000</b>	<b>346,366</b>
劣後債務の変動	-35,000	346,366
<b>現金および現金同等物の変動</b>	<b>-949,012</b>	<b>1,156,862</b>
1月1日現在の現金および現金同等物	1,945,214	788,352
12月31日現在の現金および現金同等物	996,202	1,945,214

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

(単位：千ユーロ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
現金および中央銀行における残高	988,949	1,813,813
信用機関に対する貸付金	7,252	131,401
<b>現金および現金同等物合計</b>	<b>996,202</b>	<b>1,945,214</b>